

平成24年第1回
利根町議会定例会会議録 第5号

平成24年3月7日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	新井邦弘君	8番	井原正光君
2番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
3番	船川京子君	10番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	11番	白旗修君
6番	坂本啓次君	12番	五十嵐辰雄君
7番	高橋一男君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
総務課	長	飯田	修君
企画財政課	長	秋山	幸男君
税務課	長	坂本	隆雄君
まちづくり推進課	長	高野	光司君
住民課	長	木村	克美君
福祉課	長	師岡	昌巳君
保健福祉センター	所長	石塚	稔君
環境対策課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		矢口	功君
経済課	長	菅田	哲夫君
都市建設課	長	飯塚	正夫君
会計課	長	鈴木	弘一君
教育	長	伊藤	孝生君
学校教育課	長	鬼沢	俊一君
生涯学習課	長	石井	博美君
水道課	長	福田	茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書 記	雑 賀 正 幸
書 記	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 5 号

平成24年3月7日(水曜日)

午前10時開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第2 | 議案第2号 | 利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 利根町介護保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく
回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改
正する条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 利根町立図書館条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 利根町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及
び取手地方公平委員会規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第9号 | 平成23年度利根町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算(第2
号) |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成23年度利根町水道事業会計補正予算(第5号) |
| 日程第16 | 議案第16号 | 利根町教育委員会委員の任命について |
| 日程第17 | 議案第17号 | 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定について |
| 日程第18 | 議案第18号 | 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第19号 | 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成24年度利根町一般会計予算 |

- 日程第21 議案第21号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 平成24年度利根町営霊園事業特別会計予算
- 日程第24 議案第24号 平成24年度利根町介護保険特別会計予算
- 日程第25 議案第25号 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第26 議案第26号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 茨城県南水道企業団議会の議員の選挙について
- 日程第28 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号
- 日程第2 議案第2号
- 日程第3 議案第3号
- 日程第4 議案第4号
- 日程第5 議案第5号
- 日程第6 議案第6号
- 日程第7 議案第7号
- 日程第8 議案第8号
- 日程第9 議案第9号
- 日程第10 議案第10号
- 日程第11 議案第11号
- 日程第12 議案第12号
- 日程第13 議案第13号
- 日程第14 議案第14号
- 日程第15 議案第15号
- 日程第16 議案第16号
- 日程第17 議案第17号
- 日程第18 議案第18号
- 日程第19 議案第19号
- 日程第20 議案第20号
- 日程第21 議案第21号
- 日程第22 議案第22号
- 日程第23 議案第23号
- 日程第24 議案第24号
- 日程第25 議案第25号

日程第26 議案第26号

日程第27 茨城県南水道企業団議会の議員の選挙について

日程第28 休会の件

午前10時00分開議

議長（五十嵐辰雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

ここで3月1日初日、補足説明のありました議案第18号 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定について、経済課長より説明の訂正がございます。

経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） ご訂正申し上げます。

今議会初日の議案第18号の説明の中で指定管理者の氏名でございますが、「増田照樹（ますだてるき）氏」と私申し上げましたが、正しくは「増田照樹（ますだてるじゅ）氏」でございますので、訂正いたしましておわび申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第1、議案第1号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第1号 利根町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第2、議案第2号 利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 第1条から第7条までありますが、第1条、2条、3条、4条、5条は大体解釈というか、わかりますけれども、第6条についてお伺いします。

「第6条 町長は、財政上必要があると認めることときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」とありますけれども、これはあくまでも復興に使う基金だと思いのです。それで、第6条ではこのような文言が入っていますけれども、これ、どういうときに使えるのかお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

第6条でございますが、繰りかえ運用ということでございまして、財政上必要があると認めるとき、これは財政が逼迫しましてどうしても必要な事業を行わなければならないという場合に、一時的にこの基金の方から繰り入れをしまして運用するというところでございまして、その際には必ず確実な方法で交付金基金の方に戻し入れをするということを決めまして繰りかえ運用をするという規定でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 今の説明で大体わかりましたけれども、この復興基金は平成23年度から27年度までの間ということですよ。ですから、今財政的に逼迫が起きたときに、町長がそれを認めたときには使えるということですが、ではそれを返還するに当たってどういうところから返還のお金をこのようにして返せるのか、それはどなたが決めるのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） この基金を使う場合に繰りかえ運用をするということで規定をございまして、基金に戻し入れをする場合には、確実に戻し入れをする方法、ですから予算上、歳入歳出予算の方に積立金という形で予算を確保しまして、その際にその間の利率等も決定をして、それで基金の方に戻し入れをするという手続になります。

もちろん予算を伴いますので、議会の議決をいただくという手続になるかと考えており

ます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 余り理解できないのですけれども、ということは、この復興基金をどうしても使わなければいけない、町長がそのように認めたときには、この基金を使うわけですね。それで、今度は返還するお金は最初からあるようなことを言っていますけれども、それが最初からあるのでしたら、この基金は使わなくてもいいんじゃないですか、何かその辺がいまいよく理解できないのですけれども、質問はこれで終わりますから、よくわかるようにおっしゃっていただければ。

私の感じていることは、要するに復興基金が一時基金として積み立てますよね。それで、その積み立てた基金がどうしても財政上何かのお金が必要だから、それを使わせてもらいたいと、町長がそのように認めたときには使えるというのが今の6条の文言でしょう。ですから、今度は返すに当たって、返すお金を戻すに当たってのお金がどのように返すお金ができるのか、それをきちんとわかるように話してください。

これで私質問できませんから、よろしくお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 24年、25年、26年、27年の4年間で1億200万円を災害復興に使いなさいよということでございます。その場合に、使い切れなかった、要するに残額が残った場合は、それを県の方に返しなさいよということでございます。

基金をほかの方へ運用するということですか、まず、財政的な危機になった場合には運用できるということで、それを運用しても必ず基金に戻す、基金に戻して復興に使うわけですけれども、それで残額が残った場合には、要するに県の方に返してくださいよということでございます。

10番（若泉昌寿君） 議長、いいですか、質問は終わったけれども。町長と私の食い違いが出ているんだ。議長、いいですか、質問は3回やったらできないのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑は3回でございますので、若泉昌寿議員の質疑は終わります。

8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） この設置の目的でちょっとお聞きしたいのですけれども、これは予算とも絡んで、今回は単なる基金に積み立てるだけの措置なのですけれども、復旧及び復興に要する事業の財源、今考えておられる復旧・復興の事業というのはどんなものがありますか、ちょっとその辺お尋ねいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） ただいまのご質問ですけれども、この基金を充てて事業

を行う目的といいますか、事業でございますけれども、復旧・復興について何を予定しているのかというお話でございますが、道路とかさまざまな公共施設がありますけれども、その復旧・復興を現在予定しております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） それはこの前も説明の中で、この1億200万円を活用して公共施設の復旧を果たすんだと、そういうお話は聞きました。ただ、それだけでは何か意味がわからないのですよ。これは除染などにも使えるのですか、放射能等の除染、これも復旧・復興の一部だと思うのですけれども、そういう意味で聞いたのですよ。ですから、もう少し今考えておられる、もっと砕いて、ただ単なる公共施設、広いじゃないですか、ですから最大に今執行部で考えておられる事業はこういうものに使いたいよということで、大分時間もたっているので相当計画もされていると思うので、その一部をちょっとお聞かせくださいということです。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） この基金でございますけれども、例えば道路のU字溝が壊れて復旧できないところもございますし、そのようなものとか、マンホール等のでこぼこになっているところを復旧するとか、その後、余震等で大分被害も拡大している部分等もございますので、そのようなところの国の補助事業、それから、交付金事業、それと井原議員おっしゃいました除染等の事業につきましては、別の法律で国等の手当がございますので、それ以外の細かい復旧事業等に使うという予定でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 何かちょっといまいわからないんだけど、大きな災害に伴う事業というのは、国に申請して、それで補助金が認められてから今事業をやろうとしていますよね。大きなもの。その財源には充てないんだね、その裏の財源に充てなくて、そのほかの事業という意味ですか。

最後にその点だけお聞きします。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 道路事業、道路の災害復旧等について国の補助事業につきましては、町負担について特別交付税で見ただけというルールになってございまして、そのほか一般単独で行いました災害対策事業についても、国の方では特別交付税の方で対応するというを言っておりますが、そちらの一般単独の分につきましては、一般単独災害事業債の適債事業でないとならないという指針も出ておりますので、今申請中でございますが、それが該当になりまして全額特別交付税でいただければ、この事業に充てる必要はございませんので、そのほか町単独で実施しなければならない事業等に柔軟に対応していくということで、細かいところの補助事業にも該当しない、一般単独事業債とか災害関係の起債にも該当しない、そのような細かいところに対応していくという

ことでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

7番（高橋一男君） 1億200万円の今の説明の中では、結局マンホールとかU字溝、あるいはそういう細かいところの災害用に使うんだと、ですけれども、これ1億200万円の金額を査定したのには、そんな漠然と金額を出したわけではないでしょうから、1億200万円利根町はかかるんですよ、この事業をこれだけの金額がかかるんですよと県の方に申請した中身、これはこれからやる事業の計画だと思います。これだけ使えるので、結局必要ですからということで1億200万円をいただくわけですから、その中身は今の話ですと漠然とU字溝がどうのこうの、マンホールがどうのこうのと、そういう申請をしたのですか、この1億200万円になる申請の仕方は、その辺ちょっと確認したいのですが。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、1億200万円の配分があった経過につきまして簡単にご説明したいと思います。

この1億200万円につきましては、1月に通知がございまして、その同時期に新聞報道もございまして、通知があって、このまちづくり支援事業交付金ということで1億200万円を配分するという通知を県からいただきました。その際には一切説明会も何もございまして、通知がありまして、その後、その内容については災害復旧関係の、先ほど申し上げました補助事業とか、そういうものの該当しないようなところに柔軟に使って結構ですということでございまして、金額の内示をいただいてから公共事業等の復旧・復興に使うということで申請をさせていただいて、交付金が交付になったということでございます。

ですから、国の方でも県の方に140億円交付しまして、県の方で70億円を、説明を前に申しましたけれども、市町村に交付したということで、その配分の具体的な中身につきましては、県の方で配分をいたしましたので、細かい積算等については、こちらの方に通知をいただいておりますので承知しておりません。

ですが、察するところ、町の災害の状況とか、そういう状況を勘案していただいて1億200万円を交付していただいたと認識をしております。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） そうしますと、1億200万円というのはあくまでも県の方が利根町に対しての査定がこれぐらいだということで、県の方が出した金額ということでよろしいですね。その辺、もう一度確認させてください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） そのとおりでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君）ではその辺はわかりました。

それから、先ほど若泉議員の第6条の件ですが、これは確かに平成27年度までの4年間の間に残金がある場合は返還しなければならない、これはありますね。そのために財政は残したくないわけですね、何とか使い切りたい、その間に、その4年間の間に財政的に逼迫したときには一時基金から取り崩すという取り崩した後、その崩した分をまた基金の方に戻さなければならないわけですね。その戻し方は、先ほど若泉議員がちょっと話していますけれども、戻した後、結局4年以内に全額を償還しなければならないということで、その辺も含めてこれから事業の内容を計画するのでしょうかけれども、その辺は具体的にまだ計画というのは全く、ここの工事にどのくらい使うとか、そういう予定というのは全く今のところはないのですか、それともこの金額では到底無理だと、残金なんか出るような金額ではないという個々の事業内容ですね、その辺はどの辺まで具体的に、どういう事業をどこまでやるという具体的な事業がもしわかれば、その辺お聞きしたいのですが、最後にそれで終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） この交付金事業の対象事業ということで、先ほど井原議員のご質問にもお答え申し上げましたが、例えば今国土交通省の方で堤防の復旧工事を実施していただいておりますけれども、あの堤防の上にあります町道につきましても、長期間にわたりまして通行どめになっておりまして、路面等大分傷んでいる部分もございますので、そういうものの復旧とか、例えば新館中学校の裏の、この間、駅伝大会をしましたけれども、マラソンコースになっておりましたところの道路も大分マンホール等が浮いたりでこぼこになっていきますので、そういうものを直したりとか、そういうものをこれから選定をして優先順位をつけながらやっていくということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

〔2番花嶋美清雄君登壇〕

2番（花嶋美清雄君） 3条の2番ですけれども、「最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」ということですが、交付金1億200万円で4年間なので残ることはないと思うのですけれども、この有価証券にかえることができる有価証券というのは、どういうものがありますか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

確実かつ有利な有価証券というところでございまして、安全ということであれば国債などが該当するのかと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 2番花嶋美清雄君。

2番（花嶋美清雄君） 国債ということですが、国債の種類よくわかりません。

4年間ということだと思えるのですけれども、この4年間のうち出し入れができるような国債というのはあるのでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） この期間ですから平成28年3月31日まででございますので、その期間で有効に活用できるものを選定をしておいていくということになるかと思えます。

議長（五十嵐辰雄君） 6番坂本啓次君。

〔6番坂本啓次君登壇〕

6番（坂本啓次君） ちょっと聞きたいのですけれども、いろいろな話を聞いていて、今、企画財政課長に聞きたいのですけれども、これ自由に使えるという感じで受けたのですけれども、そうしたら学校関係の除染とか、そういうのに使ったらどうかと思うのですけれども、そういう気があるかどうか。

それと、私は残念ながら入れなかったけれども、議会の中で委員会をつくりましたね。ああいう特別委員会で除染の特別委員会をやるということなのですから、そういうところでもし仮に使った場合に、その金が使うことができるのかどうか。

結局、これ復興復旧とか、町がもとに戻る、なおかつこれから町が放射能とか、そういうのも入っていると思うのです。そういうのに使えるかどうか、そして使う気があるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、これは1億200万円というのは、先ほど言った大がかりのものは指定されて出てくるというのだから、細かいところと言ったら、子供たちの通学路とか、そういうところの除染に対して使った方がいいのではないかと思うのですけれども、町長及び担当課長でこういうのは細かく使うことができるのか、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ただいま除染にも使えるのかというお話だったと思えますけれども、除染につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法という法律が本年1月1日から全面施行になっておりまして、それに基づいて一般質問でも町の方で重点調査地域に指定をいただいて、現在、除染計画をつくって、国の方に3月に出すというご質問の答弁があったと思えますが、そういうことで除染につきましては、すべてこの放射性物質汚染対処特措法の方で対応するというところでございます。重点調査地域に該当すれば、国の方の除染計画で認められたものにつきましては、国の方で手当をしていただけるということでございますので、そういうことで現在除染については進めていくということで理解しております。

議長（五十嵐辰雄君） 6番坂本啓次君。

6番（坂本啓次君） それだと、結局、1億200万円を使い切れなくて返すような方向

で行くような感じになったんだけど、十分に使う気あるのかな。

小学校とか中学校で、生徒のために父兄の方が物すごく悩んでいるということを知っているのですよ。だったら重機でも借りてきてだっとやって、そのくらいの町の体制等を見せるためにも、こういう自由に使える金があったら使えばいいんじゃないかと思うのですけれども、除染にかかわることとか、町の復旧・復興、今までそういう地震のときはなかったんだから、放射能も地震の復旧の方に入っていると思うのです。全然使ってはダメなのかな。

除染に関することは、教育長に聞きたいんだけど、柏市なんかいろいろやっていますよね。ああいうことに対して町の方が率先というか、やる気があるかどうかという問題が出てくると思うのですけれども、せっかくならこれを使ってやったらいいんじゃないかと思うのですけれども、そういうのはとめられてしまう、全然県から許しがいいかな。その辺ちょっと詳しく聞かせてください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） まちづくり支援事業交付金につきましては、先ほどから申し上げましておりますとおり、復旧・復興のそういう事業の財源に充てていくということでございまして、それとは別に放射性物質汚染対処特措法という法律がございまして、国の方の除染計画を出して、例えば学校とかそういうのも、大体0.23マイクロシーベルト以上、はかって該当するということであれば、計画で出すということになっていますので、それが国の方でこれから計画を提出して、認められれば、その基本的なものは0.23マイクロシーベルト以上というのが基本でございまして、それで認められれば、国の方から補助がいただけますので、このお金を充てなくても別なところから財源をいただけるので、これをあえて充てる必要性がないということで理解しております。

議長（五十嵐辰雄君） 6番坂本啓次君。

6番（坂本啓次君） わかりました。

ただ内容的に聞いてみると、1億200万円をできるだけ町独自で考えたところに使えるというのですけれども、これ100%使えるだけの工事内容とか、そういうのはありますか。それだけでいいです。担当課長、お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 都市建設課長飯塚正夫君。

都市建設課長（飯塚正夫君） 企画財政課長の話で道路関係、下水関係に回していただければ、金と人をくれれば幾らでも使えます。足りないです。目いっぱいやりますので、ただ、人が足りない、金がないと何もできない、1億200万円ぐらいぱっと使ってしまう。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

賛成討論。

11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） この条例は、この基金をつくりましょうというだけの話ですから、使用目的、用途についてはこれからの問題だと私は思います。

そういう議論は今必要ないと思いますが、しかし、今後この基金がつくられた後は、私はいつも言っているように、執行部だけで考えるのではなくて、議会であってもいいですし、住民も入ってもいいと思うのです。

今、ハード、道路とかそういうことを中心に考えているような感じがしますが、ソフト的な面でも復旧・復興で対応すべきものはあると思います。いろいろなアイデアがあり得る。ただ、それをしっかり吟味して使えばよろしいと思います。

そういうことで、私はその使途につきましては、これから1億200万円をどう使うか、この復興・復旧という範囲内でどういうところに使うのが一番有効なのか、こういう議論を執行部だけでやるのではなくて、もう少し幅広くやった方がいいと思います。

ちょっと話が一緒ですからあれですけども、大昔1億円を政府がばらまいたことがあります。柳田國男記念公苑がここはできました。金塊を買った町もあります。そういうものとちょっと異質ですから違うんですけども、あのときはいろいろなアイデアを住民から募ったりしていますね。ですから、ちょっと異質ですからそのまま比較はできませんが、執行部だけでこういうことに使おうということではなくて、その決定のプロセスの中に何らかの議会の議員や、あるいは住民が知恵を出せるような場をつくっていただければと、こういうふうに思っております。

これに大変賛成いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 賛成討論ですが、ありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第2号 利根町復興まちづくり支援事業交付金基金条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第3、議案第3号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

3番船川京子さん。

〔3番船川京子君登壇〕

3番（船川京子君） 議案第3号について質疑をいたします。

平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険料について改めたいとのご提案ですが、改正案では現在お支払いいただいている金額に所得区分により、およそ1カ月500円から1,500円の増額となります。住民税非課税世帯である第1段階で、およそ月509円、年間6,100円の加算となり、1,525円の月額が2,034円に、1万8,300円の年額が2万4,400円になります。区分段階ごとに加算額は増額し、本人住民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上ある第6段階では、およそ月1,510円、年間1万8,200円の加算となり、およそ4,584円の月額が6,100円に、5万5,000円の年額が7万3,200円になります。

後期高齢者割合及び所得段階別加入割合により、国からの調整金が交付率ゼロ%となる見込みは理解するところではありますが、平成24年4月1日から施行するに当たり、対象となる住民の方はもちろんのこと、大変大きな変更を住民の皆様幅広くご理解とご協力をいただくためにどのような説明責任を果たされているのか、具体的な説明を求めます。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、船川議員のご質問にお答えいたします。

介護保険料の改正について、住民の皆様にごどのような説明責任を果たすのかということでございますが、改定後の保険料率が実際の賦課額に影響するのは本算定後となります。この本算定に基づく通知につきましては、特別徴収、普通徴収ともに8月上旬に被保険者の方へ送付する形となります。その前までには保険料率改定の周知を行う必要があると考えております。

具体的には、広報とねの第5期介護保険料介護保険事業計画内における保険料率のお知らせの掲載、また、介護保険料に関する内容を含みました介護保険制度全般の周知用パンフレットを作成し、各戸へ配布予定でございます。

また、ホームページへの掲載も予定しております。

8月の本算定の通知書の送付によりまして、ほとんどの被保険者の方が保険料額、各納付月の保険料額が上昇すると思われまます。このため窓口また電話相談、電話における問い合わせも相当予想されますので、そのような場合におきましても、制度の趣旨と今回の改定の保険料率の改定につきまして十分な説明を行いまして、ご理解いただけるよう対応していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 今、具体的に周知徹底の方法をご説明いただいたのですけれども、この3年ごとの変更というのは今までも行ってきていると思います。今まで行ってきていた変動に対して、今回は特に前回に比べて大きな加算になると思いますが、何か新たに取り入れた住民の皆様にご理解をいただくためのものは、この中にありますか。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） 特に新しいものという形では、ホームページの掲載ということでしかございませんが、内容等につきまして、お知らせの内容を十分にわかりやすく、月基準額で1,000円の値上げということでございますので、より具体的な改定の内容につきまして掲載していきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 3番船川京子さん。

3番（船川京子君） 先ほども申し上げましたが、後期高齢者割合及び所得段階別加入割合により国からの調整金が交付率ゼロ%となる見込み、これは執行部の皆様にとっても大変なことだと思います。でも、今までと同じでは住民の皆様にご理解をいただく部分での姿勢の部分が問われるのではないかと考えます。そこで、もう一度確認をさせていただきます。

今の内容で金額の変更理由が住民の皆様にご理解とご協力を得られるとお考えですか。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） 住民の皆様のご理解ということでございますが、制度自体もなかなかご理解されていないところもございますので、そういった基本的な制度の理解も含めまして、わかりやすい形で住民の皆様にご広報等掲載していきたいと考えております。

また、保険料の値上げ抑制につきましても、利根町におきましてはシルバーリハビリ、またフリフリグッパー等の介護予防等を実施しているところでございますので、今後も1号被保険者の増加はこれ毎年400人程度増加しておりますので、介護給付費の全体的な予算は大分増大すると思いますが、その介護認定率を現在11%台でございますが、前期の予想では24年度におきましては13%を超えるのではないかとこの予想でございましたが、現在も11%で介護認定率が推移しておりますので、今後も介護保険料が上がらないように、そういった介護予防等の事業も推進していきたいと考えます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 介護保険料につきましては船川議員が聞いてくれましたので、1点だけ私の方から質問させていただきます。

3年ごとに改めるということですが、これからますます高齢社会になってくると思うのです。今、課長の方からも、介護されないような元気な老人をつくるんだと、そういう答弁もありましたけれども、それはそれで一生懸命やってもらって介護の方が1人でも少な

くなるようになることが値上げを抑える、そういうこともできると思うのですが、3年後と、このままいけばやはり高齢社会というのは今より進むわけですから、ということは今回の改正、4段階で平均して3割強高くなっているわけです。これは課長もわからないと思います、このまま高齢化が進むに当たり、3年後見直すに当たってはまた3割ぐらい上がるという予測はされるのかどうか、課長の考え方をひとつ聞きたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それではお答えいたします。

今後3年ごとの見直しで、次の3年後に現在のような値上げが予測されるのかということですが、今回はご存じのように、調整交付金というものが平均で5%各市町村に交付されるものが、現在のところ見込みとしてはゼロ%ということで、その交付税の減額が一般被保険者の保険料に反映してしまったということですので、現在第5期ですが、第6期の事業計画の中では、現在のような30何%という値上げはないだろうという予測でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） この参考資料の中で、第1号被保険者の（1）から（6）号まで掲げるものがあるのですけれども、この各号に掲げるものの人数ですね、それを前年度と比較してどのぐらい予想されているか、その比較を検討してみたいと思うので、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、井原議員のご質問にお答えいたします。

段階ごとの人数ということでございますが、平成23年度現在でございますが、第1段階の該当者33件、第2段階の方は641件、第3段階404件、第4段階1,918件、第5段階1,123件、それから、第6段階が867件、合計で4,986件でございます。

それから見込みでございます。平成24年度の見込みでございますが、第1段階は32名、第2段階675名、第3段階423名、第4段階、これは弾力化を含めまして第4段階の方2,055人、それから、第5段階で1,218名、第6段階で960名という予想で合計5,363名の予想でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今、お聞きいたしましたけれども、では第2号被保険者はどれぐらいの人数なのでしょう、これも対前年度と今年度の見込みといたしますか、もしわかったらお聞かせください。

矢口課長、お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

午前10時57分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、第2号被保険者の人数ということでございますが、福祉課で推計している第2号被保険者、40歳から64歳の人数でございますが、平成22年度では6,456名、23年度の推計が6,027名、平成24年度が5,778名ということで、利根町の2号被保険者につきましては、全体的には減少しているということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） よく言われるように、支える側はだんだん利根町は少なくなっているということで、それからまたこの1号の方でも各号に掲げるものも、所得というのはそんなに、我々の年代ですから所得を上げるというのはできないのですね。国民年金等の収入しかない、その中で自分が自分で支え、なるだけ施設に入らないように努力するという以外にはないのですけれども、そこで、国からのそういった調整交付金もなくなるということで、財政課長、町で将来に備えて、毎年決算では1億円近く繰越額があるのだから、その中で基金でも何でも積み立てたらどうですか。そういうことを一つ私は提案しておきたいと思います。

それから、本算定後に本人に通知がされるわけですが、このときは当然町議会で決まったよということで通知が本人に行くわけですが、議会で果たしていろいろなことを理解しながらこれを通したのか、通さないのかということも問題はあるんだけど、その中で8月算定までの期間、今、広報等でもって詳しく流しますよという話はされましたけれども、もう一つ、本人に本算定の通知と同時に、その中でわかりやすく大きい字で、そしてこういうことで上がりますよということの通知、これをぜひやっていただきたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

企画財政課長と担当課長の師岡課長にお聞きいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 福祉課長師岡昌巳君。

福祉課長（師岡昌巳君） 各個人に通知をとということでございますが、現在、本算定等はがきで通知しているわけですが、なかなかそこへ掲載ということもできないと思いますので、封筒で送付するか検討してまいりたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

議員の皆様もご存じと思うのですが、この介護保険料率の決定というのは、これは介護保険法の中で決められておりまして、ただ町でできることは基金をどれだけ取り

崩して介護保険料を急に上げることを抑制するか、また、今回もこの保険料率の特例ということで、一番人数の多いところ、該当する号を特例をつくりまして、それで保険料を下げるということだけしかできませんので、基金は、特会なので基金は当然調整基金がありますので、今回も調整基金から基金を取り崩してこれだけに抑えたということで、国から来るマニュアルに数字を当てはめると、サービスを受ける人が多いからこの料金が高くなるとか、そういう単純なものではありませんので、何歳から何歳までの人、1号被保険者、2号被保険者の方が何人いるという、そういう数字を国の規定にのっとって、そこに数字を当てはめて最終的に保険料率の料金が決まるということでございますので、それを抑制するためには先ほどから申し上げておりますとおり、特会の方の財政調整基金を取り崩して、今回も取り崩して抑えたわけですけれども、それと一番多いところの方には特例として抑制すると、町としてはそれしかできないということをご理解いただきたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次に、賛成討論です。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第3号 利根町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第4、議案第4号 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次に、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第4号 利根町と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収金の返還を受ける権利の放棄に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第5、議案第5号 利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号 利根町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第6、議案第6号 利根町立図書館条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第6号 利根町立図書館条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第7、議案第7号 利根町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第7号 利根町水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第8、議案第8号 取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の変更についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 大変素朴な質問なのですが、この提案理由の方を読みますと、取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体として、平成24年4月1日から常総地方広域市町村圏事務組合を加えるとともに、これに伴い取手地方公平委員会規約を改めたいので提案するということですが、この常総広域を入れる理由ですか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

参考資料にもありますように、常総地方広域市町村圏事務組合、ここは今まで単独で公平委員会をつくっていたということで、向こうから要望がありまして、この取手市、守谷市、利根町の今つくっている公平委員会で相談しまして、それでは一緒にやりましょうということになったので、今回つけ加えるということで、議案第8号にのせたということでご理解をいただきたいと思います。

10番（若泉昌寿君） 了解。

議長（五十嵐辰雄君） ほかに質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第8号 取手地方公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び取手地方公平委員会規約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第9、議案第9号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） それでは、三、四点質問をさせていただきます。

まず第1点目、7ページの第2表債務負担行為の補正でございますが、この件に関しましては一昨日、高橋議員が一般質問として質問いたしました。要領がどうも得られないので私もちょっと質問させていただきます。

公用車リース事業として議長車となっておりますね、これが平成23年度から28年度まで383万7,000円、それから、公用車リース事業、これが平成23年度から平成28年度まで471万3,000円、それで企画財政課長にお尋ねします。

議長車に関しましては、議長車ですから、これは議長専用車と、あと議会でも使ってよいと思います。そのときに議会関係以外の各課でこの議長車は使えるのか、それがまず1点お伺いします。

続いて、公用車の方ですが、これは一応今町長が利用しております。しかしながら、この前の答弁では町長専用車ではないという答弁があったと思います。そういうことで質問したいのですが、この公用車、これは我々議会の方としても使えるのか。

ということは、町長の今利用している公用車は、たしか7人乗りだと思えます。ふだんはさすがどのようになっているのかわかりませんが、最高7人まで乗れると思えます。ですから、議長車では5人しか乗れませんね。例えばの話、委員会の方になりますと5人以上おりますので、そのときに町長が利用している公用車が議会の方で使えるのか、それがまず第1点。

もし使えるのであれば、そのときに運転手は今町長専用の運転手がいますけれども、その運転手は議会の職員が運転して使用できるのか、それが2点目。

また、我々議会の方でどうしても6人とか7人とか行く場合は、町長が今利用している公用車を借りたいわけですね。その同じ日に町長が、町長1人でどこか公用として行く場合もあると思うのです。そのときにはどちらが優先で、今町長が利用しているものを使うのか、その点もお伺いしたいと思えます。

それから、10ページをお願いします。

空き家活用促進助成、この前の説明で4件ありましたということで、結局予定の数量よ

りは少なかったもので125万円の減額補正になっています。これは最初の目標は何件分ぐらい目標として掲げたのか。なおかつこの空き家活用促進、要するに空き家を借りてくれる方たちに対してどのような対応をしたのか。ぜひ空き家を借りてくださいよ、そういうことをどのような宣伝というか、皆さんに周知をかけたのか、そういう点をお伺いしたいと思います。

それから、25ページの環境衛生費、環境衛生事業として備品購入費、環境放射能モニター165万4,000円、それと個人被曝線量計があります。この件を詳しく説明していただきたいと思います。

それと、27ページの農林水産業費、水田農業対策費といたしまして生産調整推進対策事業達成者奨励補助金340万円の減額補正になっています。これは減反を達成した方に補助金というか、奨励金として上げたお金ですが340万円減額補正ですから、結構なお金が減額されているわけです。そうしますとどれぐらいの達成率があったのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

総務課長（飯田 修君） それでは、私の方から、町長が優先的に使用しています公用車の使用についてお答え申し上げます。

町長が優先的に使用しているワゴン車ですけれども、これは議会議員が使えるのかということが1点目の質問でございますが、基本的に使っていただけるものと理解しております。

それから、運転手がおりますけれども、主に町長の運転手ということで雇用しておりますけれども、そのほか総務課在職ということで運転のない日は違う職務に従事させていますので、この町長が利用している共用車の運転手、できれば議会の方で対応していただきたいと考えております。

それから、議長専用車と町長が優先的に使用しています共用車、同時に議会が使いたいということで、町長がそこに用事が入っていた場合どうなのかということですが、町長の公務を優先させていただきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 続いて、議会事務局長酒井賢治君。

議会事務局長（酒井賢治君） それではお答えいたします。

議長車の貸し出しの件でございますが、議長の公務が入っていないときで、一般の公用の車の予定が入っていて車があいていない、そういったときには議長車の貸し出しをしようと思って考えております。

議長（五十嵐辰雄君） まちづくり推進課長高野光司君。

まちづくり推進課長（高野光司君） それでは、若泉議員の質問にお答え申し上げます。社会資本整備総合交付金（空き家活用促進助成分）ということで、何件当初あったのか

ということでございますけれども、助成事業といたしまして空き家子育て活用促進奨励金ということで、当初10件を予定してございました。また、空き家リフォーム助成金といたしまして、同じく10件ほど予定しておりまして、それぞれ半分を減額したということでございます。

使用したものがありまして、実際空き家バンクで借り出し、売買等があったのが4件ということで、実際この助成金につきましては、リフォーム助成金が現在2件あるということでありまして、今後出るだろうということで5件を予算を残しているということでございます。

続きまして、空き家バンクのPRをどうしているんだということについてご答弁申し上げます。

特にアンケートを前年度やりまして、86件の方が、空き家バンクができれば我々も参加したいということを平成22年度にご回答いただいております。それをもちまして23年4月から実施というこの制度がありまして、約1年間のうちに5回空き家を提供してほしいというアンケートを各家庭に5回ほど通知してございます。なおかつホームページにて掲載し、また、特に団地の方が空き家が多いようですので、職員が6団地の方に出向きまして、各自治会の方に説明をしてございます。

なおかつ白鷺団地につきましては、自治会の役員会で空き家バンクの宣伝をしたということでございます。

また、チラシをつくりまして、各イベントで町内でやっているイベント事業に対しましてチラシを配布したと。社協まつりとか文化祭、生涯活動フェスティバルに出向きましてチラシを配布したということでございます。

ちなみに、現在の空き家バンクの状況について若干ご説明申し上げたいと思います。

2月末現在の空き家の登録件数が13件、利用希望者登録者が20名ということでございます。また、成約、整った件数が4件でございます。

先ほど言いましたとおり、子育ての方が助成対象者がいなかったということでゼロ件、あとリフォーム工事助成金が2件ということでございます。

また、特に空き家バンクにつきましては、テレビ朝日のJチャンネル、並びにモーニングガードということでテレビ情報番組があったときには、その月には約33件の方から電話申し出がありました。

また、全国に空き家バンク制度がありまして、移住交流推進機構ということで全国レベルでございますけれども、そこに我々の利根町の空き家バンクがあるということで登録してございます。

また、家屋住宅情報サイトという、これも全国版ですけれども、そこにも利根町の空き家バンクを登録していて、全国の空き家バンクができるということで宣伝をしてございます。

なおかつ、雑誌ですね、雑誌にも掲載をお願いしてございます。特にゴルフ雑誌の中に「アルバ」いう雑誌があります。そこにも利根町の空き家バンクを載せてございます。また宝島社の「いなが暮らしの本」という月刊誌があるのですけれども、そこにも利根町の物件を情報提供していただくということでございまして、関心はあるのですけれども、ただ物件がまだ足りない。今申し上げました13件しかありませんので、欲しい人は20件ありますので、より一層バンクについての登録のお願いをしているという状況でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

25ページの環境衛生事業の中の環境放射線モニター165万4,000円のことですけれども、こちら放射線モニターということは放射線測定器というものを14台予定しておりまして、1台11万2,500円の14台、あと消費税でこの金額になってございます。

この測定器14台につきましては、今現在6台が環境対策課の方にございまして、この14台を合わせて20台、その20台のうち小学校3校、中学校1校へ貸し出したいと思っております。

それと、今現在計測しております都市建設課、福祉課、学校教育課に1台ずつ、あと施設ということで生涯学習センターにも1台、それと環境対策課の方で2台、合計10台は町と学校の方で使用したいと考えております。残りの10台につきましては、個人貸し出しを考えております。

こちらの方は4月中旬から個人貸し出しをしたいと思ひまして、こちらで考えているのは午前9時から4時まで1日1人に対してお貸ししたいなということで考えております。1人10人です。

それと、個人被曝線量計の15万7,000円につきましては、こちら学校等、あとは公園等公共施設関係ですけれども、ホットスポットというところが見つかりましたときに、そういう作業をするときどのぐらい外部被曝をしているか、それを放射線の高いところを除染しますので、そのときにつけていただいて、その放射線量をはかっていたきたいということで、5台ほどあれば足りるのかなと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、27ページ生産調整対策事業の補正につきましてご説明申し上げます。

達成率ということでございますが、達成率につきましては、71%でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） まず、公用車の方から再度質問させていただきます。

議長車に関しましては議長専用ですから、これはわかります。

先ほど局長が答弁した中で、議長車及び議員の方が空いているときには、ほかの課でも貸し出しはできるという答弁でございますが、そのときは、その許可はあくまでも議長の

権限で議長が許可するのか、その点を再度お伺いしたいと思います。

それから、公用車の件につきまして、町長専用車ではないということなので、議会の方、またそのほか、課の方でも使用はできるという答弁でございました。それで運転手も必ずしも今の専用でおりますが、その運転手の方ではなく、議会で使うときには議会の方のどなたかがやっていたらという、そういう答弁でした。それもわかりました。

それで一つ理解できないのは、私、先ほど質問したように、議会の方で、例えば議会の方は今委員会が二つに分かれています。それで5人と6人の委員会になっています。ですから、片方の委員会がどうしても視察に行きたいというときには、6人と5人ですから、そうしますと例えばの話、6人の方ですと事務局のどなたかが運転してくれればちょうどそれでできるわけです。しかし、議長車では乗り切れませんから、1台では行かれないということは、もう1台をお借りして行かなければ行かれない、そういう状況があります。ですから、私聞いたのです。

町長が今利用している公用車は7人まで乗れると伺っています。ですから、そういうときに町長の利用している公用車を我々議会の方で使わせてもらえれば、1台の車で行かれる。しかしながら、そのときに町長がやはり同じ日にどこか、水戸市とか土浦市とかどこかへ公用として入っている場合は町長が優先であるという、そういう答弁をいただいたのですが、そこが私は理解できないのです。

町長公用車でしたら完全に理解できます。町長の方は運転手と町長1人の2人です。それで議会の方が利用する場合は6人が7人になるわけです。そういうときに使えるということですが、それで町長の公用車ではないのですから、利根町の公用車なのですから、なぜそのときに町長が優先なのかちょっと理解できませんので、再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、空き家の活用促進、このことに関しましては今、まちづくり推進課長の方から詳しく説明していただきましたのでよくわかりました。それで、外部の方にもいろいろ空き家に対して発信していますので、まだ1年ですから、2年、3年とこのままやっていたら活用してくれるのかなと思いますので、今後ともひとつよろしくお伺いしたいと思います。

それと、環境衛生事業もよくわかりました。

それで貸し出しの方も、10台個人に貸し出すと、それも理解できました。

あと、各公共施設で学校とか、それは、利根中なら利根中、小学校はどこの小学校、福祉センターなら福祉センター、それはそこにいつも1台は置いておくのか、それをひとつお伺いしたいと思います。

それと水田農業対策事業、達成率が71%、それだけの答弁でしたので詳しくはよくわかりませんので、本来ならば100%まではいかなくても90%台にはいかなければいけないのかなと、私はそのように認識しておりますけれども、この71%というのは率としては少な

いのかと私は思うのですけれども、なぜ71%くらいなのか、もし説明ができましたらお願いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 議会事務局長酒井賢治君。

議会事務局長（酒井賢治君） それではお答えいたします。

議長車の貸し出しの許可の件ということでございますが、簡易な決裁につきましては、事務局決裁規程によりまして局長でできることになっておりますので、私が決裁します。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 町長が優先的に使用している公用車をなぜ、両方、町長または議会で必要とするとき町長優先とするのかということですのでけれども、先般一般質問の高橋一男議員の質問の中でも町長が答弁しておりますけれども、専用車として使わせていただくのは、町政また広域行政に影響が出ないように即町長が対応する、外出する場合には即対応できるようにということで優先的にその公用車を使わせていただくという意味でございます。

議長車は今現在5名定員、そのほか委員会があつて11名で出席する場合には6名は乗用車では乗れないという意見がありましたけれども、そのほか公用車につきましては、今現在ワゴン車2台、町長専用車以外にありますので、そちらを利用していただければいいのではないかと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

環境放射線モニター、放射線測定器の学校、都市建設課、福祉課、生涯学習課等、1台ずつ、4台とかお貸ししますけれども、それはそのつど環境対策課の方へ戻さなくてずっと使っていただきたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、ご答弁申し上げます。

達成率の方、71%は低いんじゃないかということでございますが、なぜかということで考えてみますと、2年ほど前から戸別所得補償制度に変わりました、その中では達成すれば1反当たり1万5,000円、主食用米をつくった方にそちらが交付されるというのがございます。一方、転作作物、前の制度にもありましたけれども、転作作物をつくった場合にはどうかというのも、水田活用の所得補償交付金という制度がございまして、その作物によって国の方の助成がございまして。

ただ前と違いますのは、ペナルティーというか、以前の制度につきましては、戸別所得補償制度が入る前につきましてはペナルティーということもございましたでしょうし、達成しないといろいろと補助事業とか、そのようなものも関係したということも聞いておりますし、そういうところが外れた部分もあるのかなと認識しております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 減反の方、今、課長の方から答弁がありました、私も農業に関して詳しくはわかりませんが、確かに以前は利根町目標減反とかありましたね。それでその目標減反に達しないと国の方から来る補助金が減額されるとか何か、今、そういうことで制度が変わったからという答弁でしたので理解できました。

最後に、公用車の方でもう一度質問したいと思います。議会の方で6人とか7人行くときに、別のワゴン車もあるんだよと、総務課長はそのように答弁してくれました。私、意地悪でこういうこと言っているのではないのですよ。町長は絶えず外部へ公用として行きますよ。年のうちに恐らく3分の1くらいは行くと思います。休日を除いた3分の1ですよ。それはわかる。ですから、なぜ町長の公用車として購入しなかったのか、それが私言いたいのですよ。ですから、町長の公用車として今回も買ってあげば、これはリースですから買ったとは違いますけれども、こういう質疑とか問題は起きないですよ。ただ公用車として買ってしまったらこういうことが起きる。高橋議員も一般質問で質問したように、私もこのように理解ができないから質問するのですよ。

私詳しいことは言いませんよ。言いませんけれども、私が議長のとときにこの問題が始まっているのですよ。私と町長、私と町長は同じところに行くときは常に一緒に行っていましたから。町長はあのときには白い車、燃費のかからない車、それを利用していましたから、それで車の中でそういうやり取りをしていましたよ。ですから、どうせ買うのであれば議長車、議長車も買うのであれば自分の専用の、町長の公用車として買ってあげば、こういう問題は一切起きないと思いますよ。ただ、町長、自分の公用車として買ったんだ、町民の方がそのくらい言われるかもしれないけれども、そのほか起きませんよ。ただ公用車買ったからこういう、我々も結局どうなんだ、こうなんだと言われるわけですよ。いまさら買ったものはしょうがないですから。

では町長に最後に聞きます。なぜ町長として、公用車というのは必要だと思うのです。自分の専用車は、必要でありながらなぜ町長専用車として買わなかったのか、その答弁を聞いて私の質問を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） 専用車になりますと、私1人でということになりますので、幅広く使っていただくということで優先車としたということでございます。

それに、先ほどから若泉議員おっしゃっていますけれども、議会の場合は5人、6人でどうしても車1台で行けないという場合は、その都度、議長と相談して私が議長車を使わせていただいてもいいし、議会で優先車を……。

10番（若泉昌寿君） そんなこと言っていないですよ。町長が優先だって言っているんですよ。ですから私聞いているんだから。

町長（遠山 務君） だから、その都度相談すればいいんじゃないですか、ただそれだけのことです。

10番（若泉昌寿君） それならそういうふうに答弁の中で言ってくださいよ。私もできないのですから、質問は。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

〔7番高橋一男君登壇〕

7番（高橋一男君） 2点ほど質疑をいたします。

1点目は、若泉議員が質疑したのと同じような質疑になりますけれども、実は私、一般質問でこの問題を取り上げていますので、まだ納得できない点が幾つかありますので、その辺も含めてお聞きいたします。

まず、議長車に関しましては、先ほど若泉議員がおっしゃったように、23年度の予算で前議長のときに購入を決定したのですね。ですから、当然これは前議長と相談の上で購入するという決定をしたのだらうと、私はそう思っておりますけれども、ところが前議長は、必要ないということを以前に聞いておりますので、その辺の食い違いですか、その辺も含めて、これは聞かなくてもよかったのですが、公用車のことで出ましたので、事務局長の方に聞きたい。

それから、もう一つの公用車ですね、この件に関しては、私の質問のときに、町長の答弁ではたしか、私の聞き間違いかもしれませんが、運転手は常につけると、優先的に町長が使うけれども、それ以外に町長以外の者が利用する場合にも運転手はつけるという答弁をしたと、私は、そのように聞いております。

10番（若泉昌寿君） そういう答弁は、しました。

7番（高橋一男君） 私の聞き間違いではなければ。

ところがきょうの、先ほどの答弁では、全く違った答弁をしています。この辺が食い違っていますから、その辺をはっきりともう一度伺います。

それと同時に、先ほども若泉議員がおっしゃいましたように、平成23年度の予算のときに、私は予算は認めておりませんから、その件でこの公用車に関しましては一般から見ても、これまで町長が使っている、今度購入したハイブリッドのエスティマですか、この辺の利用状況を見れば、だれが見ても町長専用車としか思えない。しかも運転手つきというよりは、専用車に恐らくだれが見てもそういうふうに見られるはずですよ。ですから、先ほど若泉議員も言ったように、なぜ予算のそのときにちゃんとした、議長車と片方は括弧で書いてあるのですから、ですからそのときに町長車とか、あるいは優先車とか、何らかの説明があっただけでいいはずだったのですよ。その説明が全くなかったということで、その辺も含めて、一般住民は町長専用車と思っておりますので、その辺をもう少し住民に説明できるような答弁をしてください。

それから、もう1点は、19ページの農産物直売所等開設準備委員会の予算を計上したわけですが、これが執行しなかったと、その執行しなかった最大の理由をお聞かせいただきます。

議長（五十嵐辰雄君） ここで暫時休憩します。

午後零時 0 2 分休憩

午後零時 0 8 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議会事務局長酒井賢治君。

〔議会事務局長酒井賢治君登壇〕

議会事務局長（酒井賢治君） それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

議長車の契約についてということでしたが、以前の議長公用車は平成4年4月に初年度登録が行われております。初年度登録約20年経過してございます。何分にも古い車でございますので、整備点検は定期的に行っておりましたが、以前よりもエンジンの調子が思わしくなく、議長公務での出張中にエンジントラブルを起こし公務に支障を来していたような状況でございました。

このような中で議長職務での公用車使用時の出張時に車両トラブル、エンジントラブルでございますが、このようなエンジンに起因した交通事故等も予想されますことから、事故を未然に防ぐ上でも、あわせて交通安全の両面からも平成23年度予算に計上しまして、昨年3月の定例議会でご審議をいただきまして、以上の内容をよくご理解いただきましてご承認をいただいたものと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 私、先ほど若泉議員の質問の中で、町長優先車を議会が使う場合は議会事務局職員で対応していただきたいと、お願いしたいと申し上げたかと思えます。以前に町長は優先車であるけれども、運転手をほかの職員が使用する場合に運転手はつけますよという答弁もしているかと思えます。行政側で使う場合には、この運転手も総務課の職員でございますので、行政側で使う場合には運転手をつけるということで、議会の場合には、議会でも職員がいますので、議会の職員で対応していただきたいという意味で申し上げたつもりでございます。

よろしく願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） まちづくり推進課長高野光司君。

まちづくり推進課長（高野光司君） それでは、高橋議員の質問にお答え申し上げます。

18ページになります学校跡地利用活用事業の中に農産物関係の予算が計上されてございます。当初予算を全額減額したものでございます。その理由につきましてご説明申し上げます。

平成23年6月の定例議会において、農産物直売所のあり方の再検討を求める決議がなされたことを踏まえ、再度、土地利活用推進協議会で協議を行った結果、第2回協議会、これは11月29日でございますが、開催において、旧利根中学校跡地第1グラウンドの利活用

については、大学が開校することとなり、当初に検討した状況とは大きく変わったので改めて住民の意見を聞くこととなり、旧利根中学校跡地第1グラウンドの利活用について住民アンケートを行い、住民の意見を聴取し検討を行うこととなったため、今現在私の課において住民アンケートの取りまとめ作業を行っているところでございます。

このような状況により、本年度の農産物直売所関係の予算を執行することができなくなったため全額減額したものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 7番高橋一男君。

7番（高橋一男君） まず、議長車の件はわかりました。

確かに20年近くなるので、当然かえる時期ということで、それは理解しました。

それから、公用車の件ですけれども、総務課長は今の答弁では議員に関しては議長車を使うのと、それから、町長車を使う場合にはすべて運転手はいわば職員ということですので、運転手を使うということによろしいですね。

そうすると、例えば議員以外で、仮に農業委員会の視察研修に行くとした場合、この場合には当然使えますよね。その辺の使う場合に運転手は……。

町長（遠山 務君） 質問は一般質問だけ。

7番（高橋一男君） 一般質問でやりますよ。

この補正の中にそういうリースが入っているでしょう、確定した金額、これに対して今説明しているように、リースの中身があいまいなのですよ。それで指摘しているのですよ、あいまいだから。でなかったら、私聞きませんよ。この中身があいまいなのですよ。このリースの中身が。

なぜ片方が議長車で括弧を入れて、現在、実質ですよ、町長専用に使っている車がなぜこの中に入れないのですか。括弧書き、その辺がおかしいよと、そこを言っているんです。

別にいちいちだれが運転するとか、そういう問題は私、ある程度一般質問でやりましたから、今食い違ったところを指摘しただけであって、別にどうこう言うつもりは、ただこの優先車が、優先車という名目だけであって事実上町長専用車だと、これは我々もそうだし、一般町民もそう思っているということです。ですから、町長はあくまでも優先車ということで専用車とは認めないということですね、その辺だけもう一度答弁をお願いします。

それから、先ほどのまちづくりの件に関しましては、私も推進委員になっておりますので、そのことはわかっております。ただ、町長の答弁の中で、今までの質問の中で準備委員会の協議の中で最終的に結論を出すという答えは大分聞いております。ですから、準備委員会が設立しないのですから、この件に関しては直売所は断念したという解釈でよろしいですね、その辺も含めて、両方お願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

町長（遠山 務君） それではお答えいたします。

第2号の債務負担行為補正のとおりでございます。

議長（五十嵐辰雄君） まちづくり推進課長高野光司君。

まちづくり推進課長（高野光司君） 高橋議員、協議会のメンバーですし、協議会の中では余り発言しないようにという議会の中でもありましたので、協議会の中の委員、区長、専門委員の中で決定していただくということでございますので、その意見をまとめていただいて、その意見が出た時点で議会の方にご報告したいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 私は二つほどお聞きしたいことがあります。

ページ数は30ページです。教育費の3と4、語学指導事業、補正があつて42万円の減額になって798万円ですね。それから、次、教育研究指導費1万5,000円の減額で2,840万5,000円、この二つそれぞれの実際に使われたお金ですが、語学指導事業では、これは1年分の給料として払っているんだと思うのですが、何人の方に払っているのでしょうか。そして、その方々は週何時間ぐらいの授業をされているのでしょうか。

それから、教育研究指導費、これは実際学力向上推進事業ということでお金が払われているんだと思うのですが、どんな事業を幾つぐらいやっているのでしょうか。それぞれに支払われているお金、それから、その事業を進めている主たる団体というのはどういう団体でやっているのでしょうか。

以上についてお伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 学校教育課長鬼沢俊一君。

〔学校教育課長鬼沢俊一君登壇〕

学校教育課長（鬼沢俊一君） それでは守谷議員のご質問にお答えいたします。

初めに、語学指導事業費の減でございますけれども、これはALT2名の委託費の請負差金でございます。

それと、教育研究指導費の1万5,000円の減でございますが、これにつきましては当初予算で文小学校1クラス、布川小学校2クラス、文間小学校2クラスで5日間を実施する予定でしたが、台風により1日減ということで4日間となったために1万5,000円を減額するものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 5番守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） ALTの教師が2名で、その2名の請負差金ということですね。それは理解しました。

この方々は実際には週どのぐらいの授業数を担当されているのですか、行っているのですか、それがわかたらお答えください。

それから、4に関しては1万5,000円のことを聞いたのではないのですよ。私が聞いたかったのは、2,840万5,000円がどういう事業で使われたのですかということをお伺いしているのです。そのことについてお答えください。

ですから、その事業を進めている主体がどういう主体なのか、幾つかのグループがあるのかないのか、これは町の教育委員会がやっているのか、学校教育課がやっているのかよくわからないので、そのことも聞いているのです。どこがやっているのですか。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩します。

午後零時 23分休憩

午後 1時 45分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで質疑に入る前に申し上げます。

質疑とは議題についてのみ質疑することができます。したがって、議題が違うことについては質疑することができません。

それでは、学校教育課長鬼沢俊一君。

学校教育課長（鬼沢俊一君） それでは、守谷議員のご質問にお答えいたします。

教育研究指導費の2,842万円の事業概要といたしますか、内訳としてご説明させていただきます。

主な事業でご説明いたします。

初めに、教育研究指導事業、続きまして、障害児童就学指導事業、利根町共同研究指定校事業、県派遣事業、それから、理科支援員等配置事業、教育支援員配置事業、学力向上推進事業、複数の教員による学習指導非常勤講師の配置事業、それから、最後に学校活性化TT特別配置事業、以上の事業の事業費の合計額でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） それでは何点か伺います。

まず、歳入の方ですけれども、12ページのオータムジャンボ宝くじ収益金に係る市町村交付金が雑入で入っているのですけれども、448万7,000円、これの用途について伺います。というか最初の方の用途、予算どこに計上されているのか、それを伺います。

それから、もう一つは、歳出の方で27ページの北部地区基盤整備事業負担金、これ事業が確定してことによって今回187万7,000円を増額するという説明だったのですけれども、事業はこれからずっと続くわけですけれども、今年度の事業確定って、その事業の内容、何が確定したのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

それから、先ほどからいろいろ質疑されております債務負担行為ですけれども、この車の契約というか納入というか、その辺の一連の流れ、その日にちを教えてください。

それから、この入札等については、これは一括行政側の方で行われたのかなのか、その辺もお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） 款17のオータムジャンボ宝くじ交付金につきましては、高齢者の敬老事業等の福祉事業に活用してございます。

それと、債務負担行為補正の契約の流れということでございますが、日にちについては手元ございませんので、後で調べたいと思います。

流れにつきましては、公用車リース事業の議長車、それから、公用車リース事業につきましても、担当課の方で例えば議長車であれば議会事務局の方で入札の準備をしていただきまして、企画財政課の方の契約検査係の方にそれを上げていただいて、それで企画財政課の方で入札の手続をしまして、入札の契約についてまで企画財政課で行いまして、それから担当課の方に返すという流れで現在行っております。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それでは、お答え申し上げます。

基盤整備の北部地区の内容ということでございます。こちらにつきましては、集落センターの方の周辺ですか、あそこから町道112号線で龍ヶ崎市に向かいますが、その周辺に面積としては19.1ヘクタールの粗整地工と、それから、集落排水工として551.8メートルという計画で今工事をしております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 今、企画財政課長の方からお話があったのですけれども、オータムジャンボの件、これは一般財源として扱ってやったわけだね。オーバー分だから。その他の財源で扱ったのかと思ったら、その中に入っていないから、どういう形で扱ったのかという形でちょっとお聞きしたのです。

今度は公用車の件ですけれども、この流れがわからないと質疑が先に進まないのですけれども、それはそれでいいとしてお聞きいたしますけれども、23年度の事業で3月、新年度の予算で計上されたと思うのですけれども、今になって債務負担行為の補正が出てきたということは、震災や何か等もあるのだろうと思うけれども、ですから、そういったいろいろな事情があって今こういう形でもって補正が出てきたということなのだろうけれども、その辺の流れ、流れがわからないと。

例えば23年度から28年度まで471万3,000円が357万9,000円に変えますよと言っても、これが何カ月分だかわからないじゃないですか、その流れを教えてください。そうじゃないですか。23年度何カ月分なのかわからない、1年分でそうなのか、いつ公用車を買ったのかわからないじゃないですか。

今、企画財政課の方で準備されてやるというんだけれども、一括購入なのか、議会の方と一緒に契約されたのかどうかもわからないし、その辺を知りたかったのですよ。もしわかればお答えください。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 何月何日と正確な日にちまではお答えできませんけれども、公用車リース事業の議長車につきましては、納車になったのが10月でございます。下の方の公用車リース事業については、8月納車だったと記憶しております。

今回につきましては、特に東日本大震災の関係もございましたので、納車にはそれなりの期間がかかってございます。ですから契約はそれ以前、3カ月程度前だったように記憶しております。

議長（五十嵐辰雄君） 8番井原正光君。

8番（井原正光君） 最後にいろいろ問題になっているというか、いろいろ質疑がされているのでちょっとお聞きしますけれども、1点だけ、町長の方はさておきまして、議会の方の公用車、議長車とわざわざ括弧書きしてあるんだけれども、この車の予算要求というのは議会の方に出されて、あなたの方でこれはいいですよとお認めになったのか、町長サイドで、行政サイドで、あなたの方でこの予算をつけたのか、どちらなんですか。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 先ほど経過につきましては事務局長の方から答弁がございましたが、議長車につきましては、平成22年の9月のたしか決算特別委員会のときにご質問がございまして、議会の議長車の購入はどうなんだというご質問がございました。

それ以前に、その数カ月前に議長が、先ほど局長からもお話がありましたが、水戸に出張したときに、たしか市町村会館の玄関前で車がとまってしまって、そのときにバッテリーを交換して、たしかかすみがうら市までバッテリーを交換した車で帰ってきたということで、そのときにたまたま町長の出張がございまして、霞ヶ浦二橋の建設期成同盟の総会がございまして、かすみがうら市の方に出張がございまして、水戸から帰庁の途中、議長が同じ会場で出席していただきまして、総会終了後に車で帰ってきたのですけれども、また議長車が、たまたま龍ヶ崎市にトヨタの整備工場がありまして、その整備工場のところでまた不調になりまして、入れた途端に動かなくなったということで、そういう経過があってそういうご質問があったのかと思います。

そのときには議会の方から予算要求の方をお願いしたいということでお願いした経過がございまして、新年度23年度予算編成のときに、議会の方から予算要求をしていただいたということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） 3点ほどお聞きいたします。

ページ順にいきまして、まず10ページ、歳入の方ですが、10ページの一番上の町民税の減額補正があります。かなり大きな額でございしますが、なぜこうなったのか、多分退職者

が予想以上に多かったのかなとは想像しますが、ちょっとお伺いします。

それから、15ページの下の方に特別職事務費、これ私がちょっと不勉強なのかもしれませんが、専門委員報酬99万円が減額になっていますが、この専門委員って一体どんな専門委員なのかお聞かせいただきたい。

それから、17ページの下から2番目の行政事務改善費の中にITコーディネーターコンサルティング業務委託というのがありますが、一体どんな内容の業務を委託しようとしたのかお聞かせください。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

税務課長（坂本隆雄君） それでは、白旗議員のご質問にお答えいたします。

平成23年度当初予算につきまして、前年度比約8%減で見込んだものですが、最終的には12%の落ち込みということで見込まれまして、特に個人の所得割で3,100万円の減額となる見込みですけれども、その大きな要因でございますが、白旗議員おっしゃったように、給与所得者で高額納税者の退職数が見込みよりも増加したことが大きく寄与したものだと思っております。

年収の階層的には年収600万円以上780万円未満で前年度より58人減っております。税額にして1,600万円減。780万円以上で25人減っております。税額が約930万円の減となっております。年収600万円以上で2,530万円減少している状況でございます、全体で3,100万円程度の減となったものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 予算書の15ページ、目2の秘書広聴費の特別職事務費の中の専門委員報酬99万円の減額というご質問でございますけれども、これまで数年専門委員の報酬は計上させていただいております。過去にはホームページのスキルアップということで、職員研修につきまして専門委員を委託して1年半ほど研修を受けさせた経緯があります。専門委員につきましては、月額4万5,000円で2名を予定して予算計上をさせていただいたものでございまして、今年度は専門委員の委託はございませんでしたけれども、ことし2月、3月で昨年福島第一原子力発電所の放射能問題が発生しております。それにつきまして、大学の教授にいろいろなアドバイス、また相談をさせていただくということで、2月、3月ということで2カ月分だけ1名の専門委員の委嘱をさせていただいております。今後引き続き継続させていただきたいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） ITコーディネーターコンサルティング業務委託の中身でございますけれども、町でさまざまな業務を行っております、例えば税務関係、住民課関係、福祉とか介護保険とかさまざまな窓口業務を行っております。それらの業務、それから、単独で動いております業務が、例えば給与計算システムとか、今回の補正の中にも

ございますが、健康管理システムの更新とか、そのほか来年の9月に更新時期を迎えます財務会計のシステムの業務等もございます。それらさまざまな業務の中で、複数の業務を短期間でコンサルティングをお願いしたいということで計上したものでございます。

1回当たり2時間で2万5,000円で月5回、2人で来る場合には、掛ける2ですから5万円になりますけれども、そういう形で12カ月分を計上いたしました。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） まず1番目の3,100万円の町税の減収につきましては、やはりそういうことだということですが、私の感じでは、この町でも年齢を5年単位で人口の動態を把握しているはずです。県なり、あるいはそのほかのところだと思いますが、そういうものから来年はどれくらい減るか、もちろん推定はされていたと思うのですけれども、それから、どういう所得層のものがだんだん減っていくかというのがわかるはずで、ちょっと後からこれだけ大きな金額の補正をするのは少し予測が大ざっぱ過ぎるのではないかと思います。その辺はどういう方法で、特に個人住民税とか固定資産税もそうですが、どういう方法で推計をされているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

それから、2番目のこれにつきましては、専門委員という方は、今のお話ですけれども、IT関係の専門委員なのでしょうか。それで2人、12カ月、月4.5万円ということですが、内容的にどういうことをする人なのか、もう一度具体的なところで教えてください。

それから、3番目のITコーディネーターコンサルティング、これはどこの業者なのでしょうか。お伺いします。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

税務課長（坂本隆雄君） それでは、お答えします。

退職者の人数につきましては、住民課の年齢を参考にして算定はしているのですけれども、24年度の予算につきましては、それを参考にしまして、また、23年6月には課税状況調べというのがございまして、その数を参考にしまして24年度の方は算定しておりますので、今回ほど大きな補正にはならないかと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） それでは専門委員の件でございますけれども、今白旗議員からIT関係の専門委員かということですが、IT関係の専門職ではございません。さまざまな分野の専門委員を委嘱するという目的で、今回先ほど申し上げましたのは放射能関連におきまして、2カ月分ですけれども、2月、3月で今回は筑波大の教授であります松本教授に、町内放射線対策に係る調査研究及び助言という形で専門委員としてついでいただいているところでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） ITコーディネーターコンサルティング業務委託の件でございますけれども、業者名については、業者の決定はいたしておりませんので、参考見

積みりをいただいた中で当初予算に計上させていただいたものでございます。

内容については、数社からお話を伺っております。その中で私の方としては、短期間、二、三カ月ぐらいの間に複数の業務をコンサルティングしていただきたいという思いがあったわけですが、業者の皆様方のご意見は、1年間を通してコンサルティングをさせていただきたい。そうしないと効果は出ませんというお話でございましたので、1年間お願いするという考えはございませんでしたので、この予算の説明でも申し上げましたが、庁内に検討委員会がございますので、例えば財務会計であればコスト意識に最重点を置いて検討していくという方針もつくって、今作業中ですが、そのクラウド等についても、本来は去年の10月導入ということで予定されておったのですが、中身についていろいろ打ち合わせしているときに、私どもの考えと先方との考えに隔たりがございましたので、最終的には導入がおくれてしまったということで、10月から2月までの経費については無料で対応していただいております。その差額を今回、健康管理システムの方も減額させていただいているということでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 11番白旗 修君。

11番（白旗 修君） 1番につきましてはわかりました。

2番の専門委員ですが、これは今のお話でいきますと、その時々専門的なことでお聞きしたいときに計上するという考えでよろしいですか。恒常的に毎年そういう専門委員を頼むという考え方ではないように理解しましたけれども。

それから、3番目といいますか、先ほどのITコーディネーターの関係ですが、これは私、前から申し上げていますが、この町内にもITに非常に詳しい人はいっぱいいるのですね。そういう人たちをうまくオーガナイズして、組織化して使えばやれるのです。

大きな業者というのは、断られたように、それはスポットでやってくるというのは、必ずしも彼らとしてはもうけにくい部分があったりして、ですからもう少し住民のそういう知識、経験、能力のある方をうまく使う工夫が、私は前から言っていますが、足りません。

それから、単独の業務、つまり住民基本台帳にかかわるような税務とか、そういう非常に多層に関係のあるシステムは難しいのですが、前に秋山課長にも言いましたけれども、例えば霊園管理みたいなものは単独で町の間が組めるのですね。大したものじゃないのですよ。それから、今おっしゃっていたもう一つ、名前忘れましたが、そういう単独の、給与計算もそうですね。わざわざ業者に高い金を出して頼む必要もないし、ソフトのパッケージにシステムはあるし、そういう工夫が非常に足りないと思います。

そういうわけで、このコンサルティング業務委託というのは、そういうことでお金を、今回は頼まなかったからいいのですけれども、そういう方向で今後お考えになれるのかどうかお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 総務課長飯田 修君。

総務課長（飯田 修君） 専門委員についてでございますけれども、恒常的に委嘱をす

るのかというご質問でございますけれども、必要に応じて必要な期間を必要な各分野で委託したいと考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 続いて、企画財政課長秋山幸男君。

企画財政課長（秋山幸男君） 電算業務全般に關しましての検討につきましては、庁内の検討委員会を立ち上げてございますので、そちらで検討してまいりたいと考えてございます。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

続いて、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第9号 平成23年度利根町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第10、議案第10号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第10号 平成23年度利根町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第11、議案第11号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第11号 平成23年度利根町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第12、議案第12号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第12号 平成23年度利根町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第13、議案第13号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第13号 平成23年度利根町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第14、議案第14号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第14号 平成23年度利根町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第15、議案第15号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論、ありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第15号 平成23年度利根町水道事業会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第16、議案第16号 利根町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

5番（守谷貞明君） 議長、発言よろしいでしょうか。

議長（五十嵐辰雄君） これから本案に対する質疑を行います。

5番（守谷貞明君） 一言だけ言わせてください。

実は私は、この方がどういう……。

議長（五十嵐辰雄君） 私が指名します。着席してください。着席。

守谷議員に申し上げます。指名してから発言願います。

もう一度繰り返します。

これから本案に対する質疑を行います。

5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） 質疑というよりも、私の素直な感想を申し上げます。

私は今この方の経歴をいただいておりまして、この経歴をもとに、この方が利根町の教育委員会の委員に任命されることについて賛成か反対か求められていますが、私はこの方の経歴と今までどんなことをしていたか簡単なことだけで、この方が利根町の教育委員にふさわしいのか、もしくは教育に対してどんなことをお考えになって、どんなことをやろうとしているのか全く理解できない、わからないのですね。

そういうわからない方に対して、私が賛成したり反対すること自体が、本来許されるべきではないと思っています。そこで、私は棄権をさせていただきたいと思いますので、この質疑には加わりません。

〔5番守谷貞明君退場〕

議長（五十嵐辰雄君） ただいま5番守谷貞明君が退席いたしました。

討論を行います。

まず、反対討論。

次いで賛成討論。

10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 私は、賛成の立場で一言討論させていただきます。

木村さんという方、今、守谷議員がおっしゃったように、私もわかりませんが、選んでくれた方を、その方を信じたいと思います。

また、この経歴等を見ましても立派な方だなと推測されますので、私は賛成の立場で討論させていただきます。

なぜ賛成なのかということは、過去に教育委員に対しまして私二度ほど反対しました。ということは、私の考えはあくまでも旧町村ですか、布川、文、文間、東文間と、そういう各地区からぜひとも選んでもらいたい。均整のとれた教育委員を出してもらいたいということで、私はこれまで二度ほど反対したことがありましたが、今回はこれは文間地区から選出されております。これで長い間、教育委員定数5名が、今回恐らくこれで承認されると思いますので、10年前後くらいは本当にそろっておりませんでした、今回で5名の

定数がそろうのかなと思います。

きのう守谷議員、学校関係のことで一般質問をしましたが、これから教育委員会5名の定数がそろいまして、この利根町、児童生徒も少なくはなっておりますが、この子供たちがよい環境でよい勉強ができるように、ぜひとも教育委員会の5人の方たちが一致団結して教育に励んでいただきたい、そういう観点から私は賛成の討論として一言申し上げました。

議長（五十嵐辰雄君） 続いて、賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第16号 利根町教育委員会委員の任命についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第16号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔5番守谷貞明君入場〕

議長（五十嵐辰雄君） ただいま5番守谷貞明君が入場いたしました。

ただいま、利根町教育委員会委員に新たに任命されました木村矩男君のあいさつをお願いいたします。

〔利根町教育委員会委員木村矩男君登壇〕

利根町教育委員会委員（木村矩男君） 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま町議会のご同意をいただき教育委員に就任させていただきました木村矩男でございます。

私は、茨城県の職員として30数年勤務いたしました。地元では、その間、PTA、スポーツ少年団の活動に参加しておりました。そういった経験を生かして学校教育、生涯学習、地域活動等の場で多くの皆様と触れ合いながら、利根町教育の充実と発展のため精いっぱい頑張らせていただく所存でございます。

どうぞご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第17、議案第17号 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

11番白旗 修君。

〔11番白旗 修君登壇〕

11番（白旗 修君） 私は次の理由によって、議案第17号、そして次の18号を含めて反対の討論をいたします。

私は昨12月の定例会におきまして、町長に、平成24年度の予算編成方針をどのような考えで立てて指示をしておられるかという質問を、一般質問で行いました。そのときのお答えを含めまして、具体的な歳入増収策の、それから、歳出の削減策もしっかりしたものがないと、私は感じました。

そして、その歳出削減のできる部分は、私から言わせるといろいろあるわけですが、その中の一つの例として、12月の定例会で文間農村集落センターと東文間農村集落センターでは指定管理者制度をとって、各センターに年間約130万円強の委託料を払っている。これは、そのときにも申し上げましたけれども、その運営の実態、内容から見ましても、他の地区の集会所と何ら変わることがない内容であると。たまたまこの二つの集落センターは農水省の補助金で、相当に昔、鈴木町長時代だとお聞きしますが、そのころに補助金で建てたものです。

何事もそうですけれども、箱物をつくったら維持管理はコストがかかることは目に見えていることですが、そういうようなことは前提であったかどうか知りませんが、そういう維持管理費もかかります。そして、それ以来、指定管理者制度を行う前は、補助金という形でこの二つのセンターに運営管理費を払っていたわけでありまして、補助金として支出していたわけです。

その後、指定管理者制度というものができて、それに形式的に比べれば、補助金は確かに減っているのですが、実際の絶対額は実は変わらないと。こういうことが指定管理者になってから数年続いているわけでありまして。

先ほども申しましたように、これは他の地区の集会所、旧布川地区の集会所も含めまして、団地の自治会集会所も含めまして、他の地区は一切運営費はもらっていないわけです。旧地区の自治会館のようなところは、内情は私はわかりませんが、団地につきましては開発業者が、例えばニュータウン、あるいは四季の丘、羽根野台、そういったところは開発業者が開発計画に基づいて宅地を造成し、住宅をつくり、道路をつくり、そしてその住民のための集会所をつくって、個人の住宅を除いてそっくり町に譲渡するという形をとっておりまして、町は開発業者から受け取った集会所を、我々団地などの集会所は団地自治会が無償で貸与されている状態ですと運営しているわけです。その間、私たちは維持運営

費は全部自治会とか町内会で持っているわけです。

その集落センターを除いて、これはみんな企画財政課の管財で管理していますね。この集落センターだけはなぜか、農水省の補助金から出てきたからだと思いますが、経済課でやっている。これは明らかに運営の実態から言ってもおかしいし、それから不公平なことです。

我々が何十年も無償貸与で自治集会所あるいは町内会集会所を借りて使っているという実態から言えば、当然もう何十年も集落センターができて建っているわけですから、これは無償貸与に例えば切りかえることができるはずです。

12月のときに、そういう意思があるかという問いをいたしましたところ、ないというお答えでした。私は、それでなぜ財政削減に一生懸命やっていると言えるのか全くわかりません。この指定管理者制度で来年から、この指定管理の契約更新の年なのですね。それで今回この二つの集落センターの指定管理者の契約の指定がえをしているわけです。実質は同じく継続するわけですけれども、私から言わせると、私が言っている歳出削減の努力というのはいろいろな観点からそういうことをやっていかなければいけないのです。そういう考えはないとあのときおっしゃっておりました。私はそういう発想が歳出削減の努力が全く、少なくともいろいろな考え方を一生懸命考えて、その上で結論を出すというプロセスを踏んでいないように私には見えます。

そういうことであって、この指定管理者の指定についてという議案につきましては、17号も18号も私は反対をいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、賛成討論です。

反対討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第17号 文間地区農村集落センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第18、議案第18号 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

まず、反対討論。

次に、賛成討論。

討論はありませんか。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第18号 利根東部農村集落センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第19、議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

討論を行います。

反対討論。

賛成討論。

討論を打ち切ります。

これから採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第19号 利根緑地運動公園ゴルフ練習場の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（五十嵐辰雄君） 起立全員です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決さ

れました。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第20、議案第20号 平成24年度利根町一般会計予算から日程第26、議案第26号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。それでは、日程第20、議案第20号 平成24年度利根町一般会計予算から日程第26、議案第26号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件を一括議題とします。

補足説明を求めます。

まず、議案第20号について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、議案第20号 平成24年度利根町一般会計予算につきまして補足してご説明申し上げます。

まず、3ページお願いいたします。

款1 町税につきましては13億9,461万9,000円で、前年度より7,998万1,000円の減額でございます。この減額の主な理由でございますが、項1 町民税で納税義務者の減少によるものと、項2 固定資産税の地価公示価格の下落に伴うものでございます。

次に、款2 地方譲与税は、前年度より200万円増額の8,800万円を計上いたしました。これは、市町村の道路の延長及び面接の比率により交付されるものですが、前年度の決算見込みにより算出しております。

続いて、款3 利子割交付金では、前年度と比較しまして100万円減額の500万円を計上しております。この理由でございますが、算出基礎となります県予算の減に伴うものでございます。

次に、款4 配当割交付金は、前年度と同額の300万円を計上しております。これも同様に算出基礎の県予算に伴うものでございます。

次に、款5 株式等譲渡所得割交付金でございますが、前年度と同額の100万円を計上しております。これは、市町村の個人県民税の額の比率に応じて交付されるもので、県予算の額によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

款6 地方消費税交付金は、予算額1億1,600万円の前年度と比較しまして600万円の増額でございます。この理由でございますが、算出基礎の県予算の増額によるものでございます。

次に、款7 自動車取得税交付金で、前年度と同額の2,000万円の計上となっております。自動車取得税の一部が道路延長及び面積の比率による交付されるもので、平成23年度

の決算見込みと地方財政計画から算出したものでございます。

次に、款8 地方特例交付金は、前年度と比較しますと2,400万円の減額でございます。1,000万円の計上となっております。この減額の理由でございますが、児童手当及び子ども手当特例交付金の廃止により1,400万円の減額、地方税の減収補てん特例交付金で自動車取得税の減税対象者車種の見直しによりまして1,000万円の減額を見込んだものでございます。

次に、款9 地方交付税で前年度より8,000万円の増額で、予算額16億7,000万円を計上してございます。普通交付税は平成24年度地方財政計画におきまして0.5%程度の増という計画が示されておることによるものでございます。また、臨時財政対策債の償還開始に伴います基準財政需要額の増額、町税などの減収額を考慮したものでございます。

特別交付税につきましては、前年度と同額の3,000万円を見込んでございます。

次に、款10交通安全対策特別交付金は、前年度とほぼ同額を見込んでございます。

款11分担金及び負担金は、前年度より85万1,000円の増額で5,707万1,000円を計上してございます。この主な理由でございますが、保育料の調整金であります児童福祉費負担金の増額で、保育園への入所児童の増加に伴うものでございます。

款12使用料及び手数料は、住民登録関係手数料やごみ袋などの売捌手数料を見込んだもので、予算額が4,030万3,000円で前年度より36万9,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

款13国庫支出金につきましては、前年度と比較しますと2,718万6,000円の減額でございます。この主な理由でございますが、民生費国庫負担金で障害者自立支援給付費負担金と、子ども手当負担金が減額となったことによるものでございます。

次に、款14県支出金は、前年度と比較しますと2,013万3,000円の増額を見込んでございます。この理由でございますが、民生費県負担金で国民健康保険事業費負担金の保険基盤安定負担金と、保育所運営負担金の増額、災害救助法に基づく応急仮設住宅として被災者に供与するための民間賃貸住宅借り上げに対する応急仮設住宅交付金を見込んだものでございます。

続きまして、款15財産収入は、前年度より502万1,000円の増額で753万円を見込んでございます。これは、主に財産運用収入で学校法人タイケン学園からの土地貸付料を見込んだものでございます。

次の款17繰入金は、前年度と比較しますと570万8,000円減額の5億464万7,000円の繰り入れを見込んでございます。特定目的基金であります各種事業の実施に充てるため、環境施設整備基金、義務教育施設整備基金などで3億193万4,000円を繰り入れてございます。また、特定目的基金繰り入れ後の財源不足につきましては、財政調整基金から2億270万9,000円の繰り入れをしております。

次に、6ページをお願いいたします。

款18繰越金は1億円で、前年度と同額でございます。これは決算の状況等を勘案したものでございます。

続きまして、款19諸収入につきましては、前年度より2,952万3,000円の増額で、主に雑入でございます。水道事業統合に伴い本町からの派遣職員の人件費が県南水道企業団から負担されることによるものでございます。

次に、款20町債につきましては、前年度と比較しますと4,040万円の増額で3億7,710万円を見込んでございます。この理由でございますが、利根北部地区基盤整備事業債の増額と災害援護資金貸付債及び消防ポンプ自動車購入のための消防施設整備事業債を見込んだことによるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

款1議会費につきましては、前年度と比較しますと1,788万1,000円の減額で、減額の理由でございますが、議員年金制度廃止に伴う共済負担金率の改定による減額でございます。

次に、款2総務費につきましては、予算額8億2,325万5,000円で、前年度と比較して1,428万1,000円の減額でございます。この理由でございますが、項4選挙費で町議会議員選挙が終了したことによるものでございます。

款3民生費につきましては、前年度と比較しまして3,841万5,000円の増額でございます。この理由でございますが、項1社会福祉費で障害者サービス事業のサービス利用者が増加したことによるものと、項2児童福祉費で保育所委託料支給事業につきまして、入所児童の増加により増額となったことによるものでございます。

款4衛生費につきましては、前年度と比較しますと1,662万2,000円の減額でございます。この理由でございますが、項2清掃費で龍ヶ崎地方塵芥処理組合負担金及び龍ヶ崎地方衛生組合負担金が、それぞれの施設整備事業債の一部償還が終了したため減額となったものでございます。

次のページをお願いいたします。

款5農林水産業費につきましては、前年度と比較しますと2,935万4,000円の増額でございます。この主な理由でございますが、項1農業費で利根北部地区基盤整備事業の区画整理事業などの基幹事業量がふえたことにより負担金が増額になったものでございます。

次に、款6商工費は、前年度と比較しまして972万円の減額でございます。これは商工振興費で借り入れ申請件数の減少によりまして、中小企業事業信用保証料補給金が減額になったものでございます。

款7土木費につきましては、前年度と比較しますと1,903万2,000円の減額でございます。この主な理由でございますが、下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金が、事業量が減少したことから減額となったことによるものでございます。

次に、款8消防費につきましては、前年度と比較しますと839万9,000円の増額ござい

ます。この主な理由でございますが、消防ポンプ自動車購入に伴う事業費の増額によるものでございます。

次に、款9教育費でございますが、前年度と比較しますと1,658万9,000円の増額となっております。この主な理由でございますが、項1教育総務費で小中学校のメールシステムサーバーの導入費と、次のページの項3中学校費で生徒用のパソコン購入のための事業費によるものでございます。

款10公債費につきましては、前年度と比較しまして4,865万4,000円の減額でございます。この理由でございますが、教育債で生涯学習センター建設事業債と布川小学校大規模改造事業の事業債の償還の終了によるものでございます。

款11諸支出金では、前年度とほぼ同様の計上となっております。これは、基金の管理運用としまして定期預金の利子の積立金を計上したものでございます。

款12予備費は、前年度と同額の500万円を計上いたしました。

次に、10ページでございます。

第2表継続費でございます。款2総務費、項2徴税費、事業名が平成27年度固定資産税評価替えに伴う土地評価資料作成業務委託でございます。総額を1,609万9,000円、年度が平成24年度から26年度まで、年割額が平成24年度が153万8,000円、平成25年度が883万7,000円、平成26年度が572万4,000円とするものでございます。これは、固定資産の平成27年度の固定資産税評価替えのための土地評価資料作成業務を行うための事業費でございます。

次に、第3表債務負担行為でございます。事項がLED防犯灯賃借料、期間が平成24年度から平成33年度までの10年間でございます。限度額が2,654万円でございます。これは、町が管理してございます防犯灯を、現在の蛍光灯の防犯灯からLED防犯灯に交換するリース事業の経費を見込んでございます。

次に、地方債でございます。まず、臨時財政対策債につきましては、平成24年度の国の地方財政計画におきまして伸び率を勘案して、借入限度を3億1,000万円とするものでございます。続きまして、災害援護資金貸付債でございますが、こちらは資金貸付件数から借り入れ限度額を1,360万円としたものでございます。次に、利根北部地区基盤整備事業債でございます。これは利根北部地区基盤整備事業の町負担分に充てるために借り入れをするもので、借入限度額を3,820万円とするものでございます。最後に、消防施設整備事業債で消防ポンプ自動車購入に係る経費を見込んだものでございます。限度額を1,530万円とするものでございます。それぞれの限度額の総額は3億7,710万円で、前年度と比較しますと4,040万円の増額でございます。起債の方法、利率及び償還方法につきましては、そこに記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

議長（五十嵐辰雄君） 暫時休憩とします。

午後 2 時 5 8 分休憩

午後 3 時 1 0 分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、議案第21号について、保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） 議案第21号 平成24年度利根町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

初めに、事業勘定の方からご説明いたします。

平成24年度の歳入歳出の総額は23億2,407万2,000円の予算計上となっております。前年度と比較いたしますと1億6,455万6,000円の増額でございまして、率にしまして7.6%の増となっております。

それでは、初めに、歳入でございまして。

3ページをお開き願いたいと思います。

款1 国民健康保険税につきましては6億2,719万1,000円の計上でございまして、前年度と比較しますと1,277万3,000円の増額、率にしまして2.1%の増となっております。これは、主に退職被保険者等国民健康保険税でございまして、被保険者数の増に伴い増収を見込んだものでございます。

続きまして、款2 使用料及び手数料につきましては17万6,000円の計上でございまして、ほぼ前年と同様となっております。これは、督促手数料でございまして。

款3 国庫支出金につきましては5億345万円の計上となっております。前年度と比較しますと1,043万2,000円の増でございまして、率にしまして2.1%の増でございまして。これは、項1の国庫負担金で療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金等の増によるものでございまして、いずれも療養給付費及び高額療養費といった医療費の伸びに伴いまして増額となるものでございます。

次に、款4 療養給付費交付金につきましては1億3,890万8,000円の計上でございます。前年度と比較しますと907万7,000円の増額で、率にしまして7%の増でございまして。こちらにつきましては、支払基金の方から交付されるものでございますけれども、退職被保険者等に係る療養給付費の伸びによるものでございます。

次に、款5 前期高齢者交付金につきましては5億4,818万2,000円の計上でございます。前年度と比較しますと1億3,400万4,000円の増でございまして。率にしまして32.4%の増となっております。こちらにつきましては、前期高齢者加入者の増によるものでございます。

次に、款6 県支出金1億205万9,000円の計上となっております。前年度と比較しますと440万円の増でございまして、率にしまして4.5%の増でございまして。これは、項1の県

負担金でございまして、高額医療費共同事業負担金の増によるものでございます。高額療養費の伸びによるものでございます。

次に、一番下から次の4ページになりますけれども、款7高額医療費共同事業交付金でございまして2億2,036万6,000円の計上となっております。前年度と比較しますと3,516万9,000円の増額、率にしまして19%の増でございます。これは、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の増でございまして、いずれも高額医療費の増によるものでございます。

続きまして、款8繰入金につきましては1億5,072万9,000円の計上になってございます。前年度と比較しますと4,229万8,000円の減、率にしまして21.9%の減でございます。これは、項2の基金繰入金の減でございまして、財政調整基金からの繰入金の減によるものでございます。

次に、款9繰越金につきましては、前年度と同額の計上となっております。

款10諸収入につきましては301万円の計上でございます。前年度と比較しますと99万6,000円の増額でございまして、率にしまして49.5%と伸びてございます。これは、項1の延滞金加算金及び過料でございまして、一般被保険者に係る延滞金の増額を見込んで計上したものでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

歳出につきましてご説明いたします。

款1総務費でございますが5,688万1,000円の計上となっております。前年度と比較いたしますと477万7,000円の増額でございまして、率にしまして9.2%の増でございます。これは、項1の総務管理費で職員の人件費の増によるものでございます。

次に、款2保険給付費で15億2,926万7,000円の計上でございます。前年度と比較しますと1億605万5,000円の増額でございまして、率にしまして7.5%の増と大きな伸びになってございます。これは、項1の療養諸費及び項2の高額療養費で、一般被保険者及び退職被保険者にかかわる療養給付費及び高額医療費の伸びにより増額となるものでございます。

次に、款3後期高齢者支援金でございます。3億994万6,000円の計上となっております。前年度と比較いたしますと1,847万1,000円の増額でございまして、率にしまして6.3%の増でございます。こちらは、国保加入者の74歳までの被保険者が、後期高齢者医療制度に係る医療費負担分として4割分を納入するものでございますけれども、主な増としましては被保険者の増によるものでございます。

次に、款4前期高齢者納付金につきましては89万7,000円の計上でございます。ほぼ前年並みとなっております。こちらにつきましても国保加入者のうちの65歳から74歳までの、いわゆる前期高齢者に係る保険者間の均衡を調整するための交付金でございます。

一番下にあります款5老人保健拠出金は1万7,000円の計上でございます。前年と比べますと400万2,000円の減となっております。こちらにつきましては、老人保健に係わる

保険者負担分として支払基金への拠出金になるわけですが、ご承知のとおり、制度としてはなくなったものでございますけれども、過誤請求等発生した場合に拠出金を支出する関係から計上したものでございます。

次に、6ページお願いいたします。

款6介護納付金でございます。1億3,887万3,000円の計上となっております。前年度と比較いたしますと1,109万3,000円の増額、率にしまして8.7%の増でございます。これは、国保加入者に係る介護保険第2号被保険者に対する介護給付費納付金でございます、被保険者数の増によるものでございます。

次に、款7共同事業拠出金につきましては2億3,379万7,000円の計上になってございます。前年度と比較しますと2,801万8,000円の増額でございます、率にしまして13.6%の増となっております。これは、高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の増でございます、いずれも高額医療費に対する拠出金でございます、高額医療費の伸びが見込まれることから増額となっております。

次に、款8保健事業費でございます。2,144万2,000円の計上となっております。前年度と比較しまして199万5,000円の減額、率にして8.5%の減となっております。これは、項1の保健事業費の中の減でございます、人間ドック、脳ドックの助成事業を行っているわけでございますけれども、その中に特定健診分が重複計上になっていたことから、これらを調整した関係で減額になったものでございます。

次に、款9基金積立金につきましては、科目のみの計上となっております。

続きまして、款10諸支出金で258万3,000円の計上となっております。前年度とほぼ同様の計上となっております、これは、主に保険税の還付金でございます。

最後に、款11予備費でございます。3,036万8,000円の計上となっております。率にして7.4%の増となっております。これは、保険給付費の約2%を計上したものでございます。

以上が、事業勘定につきましての説明でございます。

続きまして、施設勘定につきましてご説明申し上げます。

34ページをお願いいたします。

平成24年度の歳入歳出総額につきましては9,916万7,000円の計上になってございます。前年度と比較しますと602万5,000円の減額でございます、率にしまして5.7%の減となっております。

それでは、歳入でございますけれども、款1診療収入につきましては7,630万2,000円の計上になってございます。前年度と比較しますと335万円の増額でございます、率にしまして4.6%の増となっております。これは、項1の外来収入のうち、後期高齢者診療報酬収入及び一部負担金収入の増でございます、実績により増額を見込んだものでございます。

次の款2 介護サービス収入につきましては180万1,000円の計上になってございます。前年度と比較しますと12万円の増、率にしまして7.1%の増となっております。これは項1の介護給付費収入でございまして、居宅療養管理指導収入の増によるものでございます。

次の款3 使用料及び手数料につきましては48万円の計上でございます。前年度と同様の計上となっております。これは、診療所の使用料及び各種診断書料でございます。

次に、款4 繰入金につきましては1,398万3,000円の計上でございます。前年度と比較しますと909万4,000円の減でございまして、率にしまして39.4%の減となっております。これは、項2の基金繰入金でございまして、財政調整基金からの繰入額の減額によるものでございます。

次に、一番下から次の35ページにあります款5の繰越金につきましては、科目のみの計上となっております。

次に、款6 諸収入につきましては660万円の計上でございます。前年度と比較しますと40万1,000円の減額でございまして、率にしまして5.7%の減となっております。これは、項2の雑入でございまして、各種ワクチン等の個人予防接種料の減によるものでございます。

続きまして、36ページでございます。

歳出でございます。

款1 総務費につきましては7,919万6,000円の計上となっております。前年度と比較いたしますと719万8,000円の減額でございまして、率にしまして8.3%の減となっております。この減の主なものにつきましては、臨時雇人料でございまして、医師賃金の減によるものでございます。

次の款2 医業費につきましては1,897万円の計上となっております。前年度と比較しますと117万3,000円の増額でございまして、6.6%の増でございます。こちらの科目につきましては、医療用機械器具費の賃借料、もしくは医薬材料費等の購入に係る経費を計上しているわけでございますけれども、その主なものにつきましては、医療用機械器具費の賃借料の増額によるものでございます。

次の款3 基金積立金及び款4 予備費につきましては、前年と同様の計上となっております。

以上が施設勘定でございます。

説明は以上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第22号について、都市建設課長飯塚正夫君。

〔都市建設課長飯塚正夫君登壇〕

都市建設課長（飯塚正夫君） それでは、議案第22号 平成24年度利根町公共下水道事業特別会計予算について補足説明いたします。

5ページをお開きください。

5 ページですけれども、初めに、歳入からご説明いたします。

款 1 分担金及び負担金から款 7 町債までの合計 2 億 7,566 万 6,000 円の計上をしております。昨年と比較しますと 8,531 万 2,000 円ほど減となっております。これは 23 年度補正予算で説明しましたとおり、繰り越ししまして羽根野地区の工事を前倒しして工事するために、24 年度は下水道管渠敷設工事の減ということに伴うものの減額でございます。

次に、下の歳出でございますけれども、款 1 下水道費と款 2 公債費ともに、歳入と同じ理由でございますけれども減額になっておりますが、これは工事の減によるものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第 23 号について、環境対策課長蓮沼 均君。

〔環境対策課長蓮沼 均君登壇〕

環境対策課長（蓮沼 均君） それでは、議案第 23 号 平成 24 年度利根町営霊園事業特別会計予算につきまして補足してご説明いたします。

1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額は 518 万 5,000 円の予算計上でございます。前年度と比較しますと 3 万 3,000 円の増でほぼ同額の予算計上でございます。

3 ページをお開き願います。

それでは、歳入についてご説明いたします。

款 1 使用料及び手数料につきまして 488 万 6,000 円の計上で、永代使用料と全区画の 1,190 区画の管理料でございます。

款 2 繰入金につきまして 29 万 8,000 円の計上は、財政調整基金を取り崩して充当しております。

款 3 繰越金につきましては、科目のみの計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

款 1 霊園事業につきまして 508 万 5,000 円の計上で、前年度と比較しますと 3 万 3,000 円の増で、ほぼ同額の予算計上でございます。

款 2 予備費につきましては 10 万円の計上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第 24 号について、福祉課長師岡昌巳君。

〔福祉課長師岡昌巳君登壇〕

福祉課長（師岡昌巳君） それでは、議案第 24 号 平成 24 年度利根町介護保険特別会計予算について補足してご説明申し上げます。

この特別会計は、介護認定事務、介護サービス給付費及び地域支援事業等の介護保険事業運営を行うための予算でございます。

歳入歳出それぞれの総額は 11 億 654 万 1,000 円で、前年度に比較しまして 9,513 万 8,000 円の増額、率にいたしまして 9.41% の増となっております。

まず歳入について、2 ページをお願いいたします。

款 1 介護保険料 2 億 5,817 万 7,000 円、これは 65 歳以上の介護保険料でございます、前年度に比較して 6,387 万 3,000 円、32.87% の増でございます。介護保険料の改定、並びに第 1 号被保険者の増に伴いまして大幅な増額を見込んでございます。

款 2 使用料及び手数料は、科目のみの計上でございます。

款 3 国庫支出金 2 億 1,595 万 2,000 円、前年度と比較しますと 528 万 7,000 円の増額でございます。主な理由でございますが、介護サービスの利用増による介護給付費負担金で増額が見込まれるものでございますが、項 2 の国庫補助金、調整交付金が減額になると見込まれるため大幅な変更はございません。また、負担割合でございますが、居宅介護に关します国庫負担分は 20%、施設介護サービス給付費に見合う国負担分は 15% でございます。

次に、款 4 支払基金交付金につきましては 3 億 733 万 4,000 円、前年度に比較しまして 1,048 万 1,000 円の増額で、負担割合は 30% から 29% に 1% 減となっておりますが、介護給付費の増によりまして増額となっております。

款 5 県支出金につきましては 1 億 5,218 万円、前年度に比較しまして 925 万 9,000 円の増額となっており、同じく保険給付費の増によるものでございます。負担割合でございますが、居宅介護サービス給付につきましては 12.5%、施設介護サービス給付費につきましては 17.5% でございます。

款 6 繰入金につきましては、合計で 1 億 7,286 万 7,000 円、前年度に比較いたしますと 623 万 8,000 円の増額となっております。保険給付費の増及び地域支援事業費に職員の給料を計上したことによりまして、一般会計繰入金は前年比 1,920 万 5,000 円の増額でございますが、基金繰入金につきましては、前年度比 1,296 万 7,000 円減の 1,096 万 5,000 円が繰り入れてございます。

款 7 繰越金及び款 8 諸収入は、科目のみの計上をしてございます。

次に、4 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費は、前年度とほぼ同額の 1,542 万 5,000 円の計上でございます。

款 2 保険給付費につきましては、合計で 10 億 5,148 万 2,000 円、前年度に比較しますと 7,010 万 8,000 円の増額、率にしまして 7.14% の増でございます。主な理由でございますが、施設介護サービス給付費で若干減額が見込まれるものでございますが、新設されます地域密着型介護サービスの利用増が見込まれるものでございます。

款 3 地域支援事業費は、特定高齢者や一般の高齢者に対して介護予防事業を行う経費及び地域包括支援センターの運営に関する事業費を計上したものでございます。前年度に比較しまして 2,468 万 1,000 円増の 3,637 万 9,000 円の計上でございます。これは、平成 24 年度から地域包括支援センター職員の給料を計上したため増額となったものでございます。

款 4 財政安定化基金拠出金、款 5 基金積立金は、科目の設定でございます。

款 6 諸支出金は、介護保険料の還付金の計上や国庫支出金などの返還のためなどの科目

の設定をしてございます。

款7 予備費は、前年同額の300万円の計上でございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第25号について、保健福祉センター所長石塚 稔君。

〔保健福祉センター所長石塚 稔君登壇〕

保健福祉センター所長（石塚 稔君） それでは、議案第25号 平成24年度利根町介護サービス事業特別会計予算につきまして補足してご説明いたします。

この会計は、利根町地域包括支援センターが行う介護予防支援事業として、介護保険の要支援者に対するケアプラン作成業務に関する予算を計上しております。

3ページをお願いいたします。

歳入歳出の総額はそれぞれ804万3,000円となっており、前年度より314万円、64%の増となっております。

歳入の主なものは、款1 サービス収入は本年度予算371万7,000円で、前年度より73万7,000円、16.5%の減となっております。これは、介護予防ケアマネジメント費収入の前年度実績見込みにより計上したものでございます。

款2 繰入金は429万6,000円で、前年度当初予算より384万8,000円の増となっておりますが、これは、一般会計繰入金で介護サービス特別会計の調整財源としてケアマネジメント費収入の不足分や運営資金を見込んだ金額を繰り入れするものでございます。

続きまして、歳出の主なものでございますが、款1 サービス事業費の本年度予算額は804万2,000円で、前年度より314万円増、64.1%増となっております。これは、居宅介護予防ケアプラン作成に係る臨時職員、介護支援専門員1名を増員し、2名分の人件費が増となったものが主なものでございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、議案第26号について、保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君。

〔保険年金課長兼国保診療所事務長矢口 功君登壇〕

保険年金課長兼国保診療所事務長（矢口 功君） それでは、議案第26号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計予算につきまして補足してご説明申し上げます。

歳入歳出総額は2億9,412万4,000円の予算計上でございます。前年度と比較しますと2,866万3,000円の増額、率にしまして10.8%の増となっております。

それでは、2ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明申し上げます。

款1の後期高齢者医療保険料につきましては1億890万6,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと553万円の増額でございます。率にしまして5.3%の増となっております。これは、被保険者数の増によるものでございます。

次に、款2の使用料及び手数料につきましては1万1,000円の予算計上でございます。ほぼ前年並みの計上となっております。これは督促手数料の増によるものでございます。

次に、款3繰入金でございます。1億8,008万3,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと2,158万4,000円の増額、率にしまして13.6%の増となっております。これは一般会計からの繰入金でございます。このうち後期高齢者医療繰入金で療養給付費の伸びにより増額となっております。

次の款4繰越金につきましては、科目のみの計上となっております。

次に、款5諸収入につきましては512万3,000円の予算計上となっております。前年度と比較しますと154万円の増額でございます。これは項3の雑入で、広域連合からの後期高齢者に係る健診料の経費に対する交付金を見込んで計上したものでございます。

続きまして、3ページでございます。

歳出でございますが、款1総務費につきましては1,769万6,000円と計上となっております。前年度と比較しますと253万2,000円の増額、率にして16.7%の増となっております。これは、項1総務費で後期高齢者広域連合共通経費負担金の増によるものでございます。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては2億7,607万1,000円の計上となっております。前年度と比較いたしますと2,618万6,000円の増額、率にしまして10.5%の増でございます。こちらにつきましても広域連合への納付金でございます。保険料及び療養給付費の伸びに伴います町負担分の増によるものでございます。

款3諸支出金につきましては25万7,000円の計上となっております。前年度と比較しますと5万5,000円の減、率にしまして17.6%の減となっておりますが、こちらにつきましては保険料の還付金でございます。

款4予備費につきましては、前年同様10万円の計上となっております。

議長（五十嵐辰雄君） 説明が終わりました。

これから本案の款・項に対する質疑を行います。

まず、議案第20号に対する質疑を行います。

8番井原正光君。

〔8番井原正光君登壇〕

8番（井原正光君） それでは、二、三お聞きをいたしたいと思います。

まず歳入の方でございますが、1款の1項についてでございますけれども、町税が大変落ち込んでいる。それは先ほど補正の中にもございましたように、退職者によるもの、あるいはまた今回の災害に伴う減免によるものと私は理解をしておりますけれども、その中で特にこの不景気だというのに伸びている科目が一つありますね。法人税等、この種別というのは果たして何なのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思います。

また、できれば新築家屋等の現状はどうなのか、その辺もあわせてお尋ねをしたいと思います。

それから、歳出につきましては、今この町で一番やらなければならないのは、さきの震

災によるところの除染対策でございますが、これは4款1項の中にあるかと思うのですが、この事業内容についてちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

今、一般質問等から推測すると、まだまだ事業計画ができていないからということでの予算編成かと思われましても、今後補正をしていくということになるかと思うのですけれども、その辺についてお伺いをしたいと思えます。

もう一つは、5款1項の中で、さきに陳情がなされました。当議会では請願を採択いたしましたけれども、この農業助成の助成金の見直しについてどのように調整され、この予算に計上されたのか、その辺についてお尋ねをいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 税務課長坂本隆雄君。

〔税務課長坂本隆雄君登壇〕

税務課長（坂本隆雄君） 井原議員の質問にお答えいたします。

法人税の方で伸びておるもの、これは法人税割の方でございますが、22年、23年度の実績見込みを勘案しまして504万2,000円を増額しております。

それから、新築家屋につきましては、22年度150棟ぐらいあったのですけれども、23年度は50棟と100棟ぐらい減少しております。

議長（五十嵐辰雄君） 環境対策課長蓮沼 均君。

環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えいたします。

こちら新年度予算の方の89ページの方に放射線対策事業ということで、旅費と備品購入費ということでのせてございます。これはまだ一部でございますが、これから汚染状況関係の計画書が国の方から認可がありましたならば、6月の補正で早ければ出しまして、除染の方を行ってまいりたいと思っております。

議長（五十嵐辰雄君） 経済課長菅田哲夫君。

経済課長（菅田哲夫君） それではお答え申し上げます。

生産調整推進対策事業の中の生産調整推進対策事業達成者奨励補助金のことかと思えます。来年度につきましては、今年度と同額の2,500万円を計上してございます。

内容につきましては、今年度まず基本助成がございまして、基本助成につきましては、今年度と同額の10アール当たり4,000円でございます。それから、飼料用米、米粉用米助成につきましては10アール当たり5,000円、それから、加工用米助成といたしまして10アール当たり1万円、担い手育成支援といたしまして10アール当たり1万円でございます。それから、利用権設定助成につきましては10アール当たり4,000円ということで、こちらにつきましては1,000円減の5,000円から4,000円になってございます。

議長（五十嵐辰雄君） 次に、10番若泉昌寿君。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

10番（若泉昌寿君） 歳入の面で一つご質問させていただきます。

ただいま平成24年度の歳入予算の説明を受けました。それで、先ほど井原議員も言って

いましたが、特に町税に関しましては7,998万1,000円の減になっています。その要因といたしましては、やはり定年退職、そういう要因が主なものだと思いますが、これからも定年退職は進んでいくと思います。ということは、平成25年度、やはり同じように減収という形になってくると思います。そこで、平成24年度はまだ始まりませんが、4月から平成24年度に入りますけれども、それに対して平成25年度に向かって自主財源を確保しなければいけない。それには、例えば例を挙げますと、旧東文間小学校の跡地利用とか、立木の約7ヘクタール弱の土地利用とか、そういうものもこれからやって何とか自主財源を考えていかなければいけないのかなと思いますが、行政、町としてはその財源をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議長（五十嵐辰雄君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

利根町ばかりでなくて、どこの市町村も大変厳しい状況にあるということでございまして、その中で町といたしましては、今、若泉議員のご指摘のとおり、町有地の6.35ヘクタールの活用、それと旧東文間小学校の賃貸が売却になるかわかりませんが、そういうものの活用をして歳入面につなげていかなければならない。

その一方で、行革等を通して経費の削減も図っていかなければならない、そのように考えております。

議長（五十嵐辰雄君） 10番若泉昌寿君。

10番（若泉昌寿君） 町長のお答え、よくわかりましたけれども、本来ですと24年度日本ウェルネススポーツ大学が開学します。予定ですと、最初の予定はかなりの生徒が来るということになっておりましたが、24年度は100名足らずの、そのような感じでございます。ということになりますと経済効果というものもなかなか生んでこないのかなと思いますので、そういう形もあって質問したわけですが、町長が答弁してくれましたとおり、これから24年度、今からよく考えていただいて、跡地利用とか行革とか、そういうものをやりまして町税は必ず減になると思いますので、しっかりとやっていただきたい。よろしくお願いします。

議長（五十嵐辰雄君） 質疑ありませんか。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第21号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第22号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第23号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第24号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第25号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

次に、議案第26号に対する質疑を行います。

質疑を打ち切ります。

お諮りします。

議案第20号 平成24年度利根町一般会計予算から議案第26号 平成24年度利根町後期高齢者医療特別会計予算までの7件については、議長を除く議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置し、付託することに決定しました。

休憩中に全員協議会室にて予算審査特別委員会を開催しますので、お集まりください。暫時休憩とします。

午後3時58分休憩

午後4時06分開議

議長（五十嵐辰雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま休憩中に予算審査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

仮委員長から互選結果の報告を求めます。

仮委員長白旗 修君。

〔予算審査特別委員会仮委員長白旗 修君登壇〕

予算審査特別委員会仮委員長（白旗 修君） ただいま予算審査特別委員会を開会し、委員長、副委員長の互選を行いました。

結果、委員長は私白旗が、副委員長は井原正光委員に決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（五十嵐辰雄君） 報告が終わりました。

ここで、委員長のあいさつをお願いします。

予算審査特別委員会委員長白旗 修君。

〔予算審査特別委員会委員長白旗 修君登壇〕

予算審査特別委員会委員長（白旗 修君） 日本の地方政治は二代表制と言われております。執行部の代表として町長が選挙で住民から選ばれ、また、議会は議会で選挙で住民から選ばれます。執行部は予算を作成し、これを議会に諮ります。

執行部としては一生懸命来年度の予算編成をされたことと思います。議会は、その執行

部が作りました予算を住民の立場からしっかりとチェックし、本当に住民のためになる来年度の予算をつくるということが、私たちの使命でございます。

あすからの予算審査特別委員会では、ぜひ委員の皆様、そういう意味で執行部の予算をしっかりとチェックしていただくようお願い申し上げます。

以上、ごあいさつといたします。

議長（五十嵐辰雄君） あいさつが終わりました。

予算審査特別委員会の日程は、お手元に配付の予算審査特別委員会日程のとおりです。

十分なる審査の上、来る3月15日の本会議に審査結果を報告されるようお願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第27、茨城県南水道企業団議会の議員の選挙についてを議題とします。なお、企業団規約によって2名を選挙します。

お諮りします。

選挙の方法は、投票と指名推選の二つの方法があります。いずれの方法がよろしいか、お伺いします。

〔「指名推選」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 今、指名推選との発言がありました。選挙の方法は、指名推選で行うことにします。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

茨城県南水道企業団議会議員に若泉昌寿君、井原正光君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した諸君を、茨城県南水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した若泉昌寿君、井原正光君が茨城県南水道企業団議会議員に当選されました。

当選された若泉昌寿君、井原正光君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ただいま当選されました茨城県南水道企業団議会議員を代表して、若泉昌寿議員からあいさつをお願いします。

〔茨城県南水道企業団議会議員若泉昌寿君登壇〕

茨城県南水道企業団議会議員（若泉昌寿君） ただいま議長推薦によりまして、私と井原議員が県南水道企業団の議員として推薦されました。

利根町の水道企業は黒字経営でございましたが、10年、20年先を見込んで茨城県南水道企業団に加盟した方がよいという判断のもとに、この平成24年度から企業団の方と統合されることになりました。

我々2名の議員は、利根町の町民の皆様の給水に関しまして、安全でかつ安定した水道水を供給できるように一生懸命頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（五十嵐辰雄君） 日程第28、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす3月8日から3月14日までの7日間は、議案調査並びに予算審査特別委員会審査のため休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（五十嵐辰雄君） 異議なしと認めます。

したがって、あす3月8日から3月14日までの7日間は、議案調査並びに予算審査特別委員会審査のため休会とすることに決定しました。

議長（五十嵐辰雄君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次回は3月15日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後4時13分散会